

平成12年南伊豆町議会12月定例会

南伊豆町議会会議録

平成12年 12月18日 開会

平成12年 12月19日 閉会

南伊豆町議会

平成12年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1日(12月18日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会宣告	3
議事日程説明	3
開議宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長行政報告	3
一般質問	6
漆田修君	6
鈴木久香君	17
横嶋隆二君	20
梅本和熙君	36
渡辺嘉郎君	53
谷川次重君	58
議第84号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	63
議第85号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	64
議第86号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	66
発議第10号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	68
散会宣告	69
署名議員	71

第2日(12月19日)

議事日程	73
------	----

本日の会議に付した事件	73
出席議員	73
欠席議員	74
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	74
職務のため出席した者の職氏名	74
開議宣告	75
会議録署名議員の指名	75
議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議第88号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議第89号、議第90号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
閉議及び閉会宣告	98
署名議員	99

平成12年南伊豆町議会12月定例会

(第1日 12月18日)

平成12年12月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1日）

平成12年12月18日（月曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長行政報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議第84号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議第85号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第86号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 発議第10号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	外岡捷美君	住民課長	渡辺正君
税務課長	碓井大昭君	健康課長	土屋忠儀君
農林水産課長	内山力男君	建設課長	小島徳三君
商工観光課長	飯泉誠君	清掃課長	佐藤博君
水道課長	鈴木勇君	教育委員会事務局長	楠千代吉君
会計課長	池野徹君	福祉課長	土屋敬君
下水道課長	勝田悟君	企画調整課長	渡辺修治君
行財政幹主	外岡茂徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中秀明 主幹 松本恒明

◎開会宣告

○議長（大野良司君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成12年南伊豆町議会12月定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎議事日程説明

○議長（大野良司君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣告

○議長（大野良司君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

7番議員 斎藤 要 君

8番議員 渡辺 嘉郎 君

◎会期の決定

○議長（大野良司君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から12月19日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は12月18日より12月19日までの2日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（大野良司君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。
町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成12年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の3項目について行政報告を申し上げます。

地区懇談会について。

住民参加の開かれた行政を実現するため、昨年に続き地区懇談会を開催いたしました。

ことしは旧村別に11月15日から石廊崎コミュニティセンター、湊コミュニティセンター、下賀茂公民館、下小野高齢者センター、妻良公会堂、吉祥コミュニティセンターを会場に、6地区で開催いたしました。

今回は、昨年の懇談会において要望がありました、簡易水道管理の町への移管、主要道路整備、路線バス対策、介護保険など、町が取り組んでいる施策の現状を報告いたしました。

また、平成13年12月から実施予定のごみ収集の分別細分化と資源化、及びごみ袋町統一透明袋にさせていただき説明をいたしました。

住民から排出される可燃ごみについて、不燃ごみの混入が大変多く、日々の収集、焼却業務に支障を来し、かつ焼却施設の維持経費の増大を招いております。そのような中で、当町におきましても、ごみ焼却施設の延命化、ダイオキシン対策、最終処分場の建設等を考えた場合、いかにごみを減らすかが大きな課題となっております。このような状況をかんがみ、来年度からごみ収集の分別細分化と資源化及びごみ袋の指定化を目標に掲げ、ごみの減量を図っていきたいと考えております。

現在、中木地区と石廊崎地区において、ごみ袋の透明化のモデル地区として実施しており、今後両地区の意見等も参考にし、全町実施に向けて協議、検討を重ねてまいります。

また、昨年同様各会場から、建設、農林水産関係及びごみ問題等の生活に密着した要望、意見、観光振興に関する意見が数多く出され、厳しい財政であっても町村合併問題が全国的に検討されている中、生活に密着した公共投資は優先すべきと考えます。そして、国県に関する事項につきましては、昨年に引き続き関係機関を通じ要望いたしました。

一町田における風力発電の風況調査結果について。

静岡県企業局では、クリーンエネルギー導入のために「しずおか風トピア街道推進計画」にのっとり、平成11年度に県下3カ所において風況調査を実施することになり、本町の一町田もその候補地に選定されました。そして、一町田グラウンドの中に観測システムを設置し、平成11年10月から平均風速、風向き、最大瞬間風速などの各種データを平成12年9月末までの1年間計測してきましたが、その結果が分析され評価が出されましたので報告させていただきます。

報告書によりますと、月別の平均風速は毎秒2.61メートル（6月）から、5.83メートル（12月、3月）の変動範囲を示しており、1年間の平均風速は毎秒4.1メートルとなり、目標値の5メートルを下回る結果となり、1年間の風向出現率はNE DO（新エネルギー産業技術総合開発機構）基準を満たしておりますが、平均風速、風車稼働率、設備利用率は基準値以下となりました。県企業局は、風力発電導入に際しては採算性確保のために地上20メートルでの平均風速が毎秒5メートル以上あることとしており、その他の諸条件とあわせてこれらをクリアする必要があります。そのために、今回の一町田の風況調査結果に基づいて、風力発電施設を建設した場合の採算見込みも試算され、それによりますと風車発電施設建設費、維持管理費、系統連携費などの費用のため発電コストは最低でも1キロワット時当たり18円85銭となり、電力会社の売電価格の目安である11円70銭を大幅に上回ることになりました。以上のことから県企業局では、南伊豆町一町田に風力発電施設を導入することについては厳しいものと判断しておりますので、本町といたしましては期待を込めて風況調査の経緯を見つめてきましたが、非常に残念な結果となりました。

県企業局としては、これをもって一町田での風況調査を終了したとのことでありますが、本町といたしましては引き続き関係機関と風力発電の導入について協議、検討を進めたいと存じます。

主要建設事業等の発注状況について。

平成12年度第3・四半期（10月～12月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

石廊崎駐在所整地工事 338万 1,000円、株式会社保坂建設。町単三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事 798万円、東洋、河津、長田特定建設工事共同企業体。町宮分収造林保育（コナラ・クスギ）業務委託 328万 5,000円、伊豆森林組合。ふるさと公園整備工事（休憩所） 2,311万 4,700円、長田建設工業株式会社。町道毛倉野区内4号線道路改良工事 2,591万 4,000円、有限会社ヤマダ組。町道下賀茂区内9号線道路改良工事 330万 7,500円、興栄建設。町道毛倉野一条線災害防除工事 992万 2,500円、長田建設工業株式会社。中木町宮住宅玄関ドア取替工事 371万 7,000円、株式会社村山工務店。公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第11工区） 2,766万 7,500円、長田建設工業株式会社。町単独下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第4工区） 210万円、長田建設工業株式会社。町単独下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第7工区） 609万円、栄建設株式会社。町単独下水道事業南伊豆町クリーンセンター場内整備工事 430万 5,000円、東急建設株式会社伊東営業所。石綿セメント管更新事業加納・石井線配水管布設替工事（第3工区） 2,131万 5,650円、有限会社藤原設備。

石綿セメント管更新事業加納石井線配水管布設替工事（第4工区）1,701万円、株式会社塩崎工業。毛倉野飲料水供給施設水源調査業務委託 493万5,000円、株式会社建設基礎調査設計事務所下田営業所。

以上で、平成12年12月定例町議会の行政報告を終わります。

○議長（大野良司君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（大野良司君） これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○議長（大野良司君） 6番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔6番 漆田 修君登壇〕

○6番（漆田 修君） 通告に従い質問をいたします。

昨年の12月、中教審の答申を受けて、今後の地方教育行政のあり方について質問をいたしました。本年9月教育改革国民会議の中間報告を受けて、改めて通告要旨の内容で質問をいたします。

日本の教育は、明治時代の近代化、そして戦後教育の民主化に続く、抜本的な改革を迫られています。少子高齢化社会を迎え、情報化と国際化が急激に進展する中、21世紀を担う近代育成の指針を示す必要があるからであり、同時に学級崩壊や、学力低下など、今直面する課題も解決しなければならないのであります。

ご承知のように日本は、これまで時代の要請にこたえ、2度の本格的な教育改革に取り組んできました。主に外圧がきっかけであります。現在の教育システムの源流は、明治維新後国家に有為な人材を育てるため、1871年に文部省を設置、欧米の教育制度を参考に小中大学の3段階を整え、小学校は義務教育化し、今日の教育システムの原形はこのときにつくられたのであります。そして、2度目の大改革をもたらしたのは、昭和20年の敗戦であります。GHQは軍国主義、国家主義的思想の禁止、そして基本的人権思想の実践などを柱とした教育改革を推進するよう要求し、戦前の教育の反省に立って、昭和22年には教育基本法、学校教育法が制定され、人間性、人格、個性の尊重を基調とした義務教育がスタートしたのであります。

戦後教育は、平均学力を引き上げ、大量の優秀な労働力を育成し、60年代の高度経済成長に大きな役割を果たしたのであります。その一方、文部省と日教組のイデオロギー的対立が

深まり、一時改革は停滞いたしました。70年代後半から80年代には、高校進学率が9割を超え、偏差値重視の受験教育がさまざまな弊害を生んだ。特に、中高校生の校内暴力、いじめ、不登校など、教育現場の荒廃が深刻化し、そしてそれまでの画一的な教育のあり方を中曽根内閣時の臨時教育審議会が変換し、個性化、多様化の重視、そして自由化の重視を基本とした諸改革が立て続けに行われたのであります。

臨教審は当時の状況を、偏差値、知識偏重、詰め込みで画一的と厳しく指摘し、加熱した受験競争の緩和に力点を置き、徳育、知育、体育での基礎、基本の重視、生涯学習社会の実現、大学、高校入試の選択の機会の拡大などを求めた。その結果、答申に基づき文部省は、いわゆるゆとり教育を進め、高校、大学入試改革などに取り組んできたのであります。しかし、今教育の荒廃は、より一層低年齢化し、深刻さの度合いを増しております。

警察署の調べでは、ことし上半期に殺人容疑で逮捕された少年は53人で、前年の2倍近く、そしていじめによる自殺、学級崩壊、不登校なども目立ってきていると言われております。臨教審路線による個性化、多様化教育の実態が問われている。とりわけ、徳育の充実や基礎、基本の徹底などは、十分な施策が講じられているとは言いがたいのであります。

こうした問題にも危機意識から、ことし3月に設置された教育改革国民会議は、9月にまとめた中間報告で、人間性豊かな日本人を育成するためとして道徳を教えること、奉仕活動を全員が行うことなどを提言しています。最終報告が今月の22日に出るそうではありますが、そういったことを踏まえて私は、子供は一個の人格として尊重されなければならないが、まだ形成途上にある存在で未熟で判断力も乏しく、道徳、社会のルールを教えることで人間らしさが養われ、その土台となるのは家庭のしつけであり、それを補完するのは学校、地域、社会の役目と考えています。

今、大人社会がなすべきことは、入試や学習指導要領の頻繁な見直しなど、技術的レベルの教育改革を超えて、子供とは何か、育てるために何が必要かという教育の原点に帰ることこそが求められていると思っています。

11月18日、町P連主催の意見交換会の基調講演で教育長は、南伊豆町の今後の教育と題して、家庭内のしつけと子供の変化に寄り添い、自立を支援する家庭教育、生きる力や基礎学力が身につく学校教育、そして地域全体の教育部局を高めるまちづくりの必要性という3つの立場に立った南伊豆町の教育を述べられたと聞いております。

岩田町政は2年前より、原点に帰る政治を標榜してきておりますが、第3の改革の節目に置かれた教育と教育行政をどのようにとらえ、認識しているのか。町長には、原点に帰る教育という内容で、また教育長にはご自身の認識をお答え賜りたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

原点に帰る教育ということですが、明治維新の学制の配布から始まる我が国の公教育の出発、そして終戦後の民主主義への転換を経て、現在第3教育改革の最中にあることについては、議員のご指摘のとおり承知しているところであります。

今教育について、私たちが考えなくてはならないことは、教育制度や教育方法を論ずる前に、教育の原点とは何かということであります。私は、教育の原点は家庭にあり、また親にあると考えております。昔から、子は親の背中を見て育つと言われてきましたけれども、まさに人を人として成長させる原点は家庭教育であります。

人としての基本的な生活習慣や善悪の判断、他人への思いやりの心など、人間性の本質になるものは家庭のしつけの中で、そして親子、兄弟のかかわりの中で形づくられていくと考えております。また、人生観や職業観といった精神的な支柱も、親の生きざまに学んだり、親を乗り越えようとする気持ちから形づくられていくものだからであります。

学校教育は、家庭の基礎の上に、学問を中心に教育する機関であり、人間教育においては家庭教育を補完する役割であると考えております。また、行政は、教育環境の整備や家庭教育、学校教育、社会教育、それぞれがより充実していくように支援していく立場であると考えております。

今後とも、教育環境の整備と支援に、できる限り努力していく所存であります。

○議長（大野良司君） 教育長。

〔教育長 釜田弘文君登壇〕

○教育長（釜田弘文君） ただいま私の認識ということでご質問がございましたので、簡単に私の認識についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、中曽根内閣の臨教審から始まりまして、文部省を中心としました教育改革プログラムの策定、それから現在の森内閣の教育改革国民会議と、教育改革をめぐる論議は日に日に深まってきております。そして既に、実践に移されている内容も幾つかある現状でございます。こうした教育改革の必要が叫ばれてきました歴史的な背景や現状に対する認識につきましては、漆田議員の深いご理解とご指摘のとおりだというふうに考えております。

私なりに、簡単に戦後の教育を振り返ってみますと、まず新教育基本法のもとで民主教育が全国津々浦々まで浸透しまして、平和で民主的な社会の建設、あるいは目覚ましい経済の発展に寄与した成果は正しく評価されるべきだと考えております。しかし、一方で、平等教

育の負の一面としまして、個性を伸ばす教育の欠如が指摘されるようになりました。進学率の向上に伴う受験競争の激化、競争社会の中での校内暴力や登校拒否等の問題も時を同じくして出てきたわけでございます。

こうした背景から、第3の教育改革が叫ばれ、ゆとりの中で生きる力の育成という目標が掲げられ、その実現のために幾つかの改革、改善が図られているところでございます。しかし、その改革の途上で、なお議員ご指摘のように、基礎学力の不振、あるいは徳育の不十分さ等がクローズアップされてきました。17歳犯罪を中心とする、青少年犯罪の凶悪化も大きな社会問題となってきております。

こうした問題を克服していくためには、教育制度や教育内容、教育方法等、多面的、多角的に対応を考えなければならないところでありますので、これにつきましては私は国や県の方針を受けながら対処していきたいと考えています。その場合、特に私として留意すべきことは、地方自治の立場から地域の実情を十分勘案し、適切にそれらを取捨選択し、重点化を図っていく必要があると考えております。

それと同時に私は、地方教育行政をつかさどるものとして、教育改革の原点、視点をしっかりと身近なところにとらえ、南伊豆の子供たちの現実の姿や心のあり方をしっかりととらえること、そして親や教師の願い、地域の本音を見定めることに、もっともっと力を入れる必要があると考えております。

その上に立って、南伊豆ならではの、本町ならではの教育の実現に向けまして、一層の努力を傾注していく所存であります。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

〔6番 漆田 修君登壇〕

○6番（漆田 修君） 原点に帰る政治に対する町長の答弁、教育長のご認識は十分伝わってきたんですが、私は町長答弁が、実はそういう観念論的な答弁を予定しておりませんでした。と申しますのは、一応教育行政でありますから、例えば教育の施策に対する財政的なものを担保する特色のあるものとか、それについては現場の先生なり教育委員会、もしくはその関連の地域の識者の言葉を聞いて、教育を改めて見つめ直すんだ。そのためには、具体的には、こういう施策をやりたいと思う。実はそういう答弁の内容を期待しておったんであります。

と申しますのは、家庭教育の必要性、それがイコール子供の育成であって、それが大きくなって教育者、ある程度の教養を持った人間が要求される。これは社会の行政であります。と同時に子供は、カントも言っていますが、人間とは教育されなくてはならない唯一の意思動物である。ですからそこで教育が必要になる。ほうっておけばどどん子供は、知識もそ

うですが、三徳は使用されませんね、ある程度されませんが、そういうことなのであります。

ですから、先ほどの観念論的な答弁、それで結構でございますが、通常、2年前に言われた教育に対する原点は何だろう。私は、この辺が、町長の姿勢がよく見えてこない。いまだに見えていないので、今回こういう質問したのであります。例えば、農民であるとか土木であるとか、あるいは福祉であるとか、これは地区懇、一番手っ取り早いのは地区懇であります。そういうものを踏まえて、そして生の意見を反映させて、そしてそれを原点を見詰め直すという姿勢に合致させて施策を打ち出す。これが原点に対する姿勢だと、私は従前から認識しておったわけです。

ところが、さきにも申し上げましたとおり、そういう姿勢がいまだに見えないので、第3の改革の締めにあたる教育改革、たまたま今森内閣が国民会議を打ち出しておりますので。教育施策の財政的、見直しはどこでもやっておりますよね。ちょっと変わったことを、総合学習の中にも出すとか、そういったことを教育の原点の中の見直しの中に一つ、こういうものを入れたいとか、具体的な内容をお聞きしたかったのであります。もし答弁がありましたら、なければいいです。

ないようですので、これは結構です。

次に国民……、教育長の答弁まだです。よろしくお願ひしたい。

次に、実はあと大きい柱が2つあります。次に、国民会議の中間報告を受けて、11月3日ですが、某新聞社は教育改革のための6つの提言を行いました。教育関係の方々のご承知のとおりであります。その骨子を申し上げますと、教育改革の原点からの見直し、基礎学力の向上と才能教育の重視、大学、大学院と先端研究分野のあり方、そして優秀な教員、行政について等々で、ちなみにスケルトン、要するに骨組みのみ申し上げますと、実は6つございます。

教育改革を改革せよ。1つ目ですね。教育改革を改革せよ。改革の改革であります。その中身は、自由、個性を放縦と混合させるなです。そして、自然、社会体験でルール、道徳を教えよ。そして、責任ある地位を柱に、新教育基本法——新教育基本法をある程度一步踏み込んで議論せよということです。2つ目が、基礎学力の向上を図る、ゆとりを反復、学習に生かせよ。中学、高校で学力試験を実施せよ。英語を小学3年生から必修に。それから良書に親しむ習慣をつけよう。3番目は、多様な才能を平等でつぶすな。3つありまして、運動、芸術、才能を伸ばそうですね。中高一貫など新形態の学校をふやそう。成績は一人一人相対評価でなく絶対評価ですとあります。そういうことです。4番目が、大学を学ぶ大学に戻せということです。5つありますけれども、中身は省略します。そして5番目が、先端的研

究を伸ばす講師を。これ産学連携、従来産学協同と表現しておりました、昭和40年代後半から。これを産学連携に無用な制約を、姿勢をなくしましょうとあります。それから6番目が、すぐれた教員を育てようです。

こういったことでありますが、これまでの教育改革は成果を実際には上げるどころか、むしろ子供たちの学習、それから生活、考え方にひずみをもたらす結果を生んでおります。これは臨教審以降首相の諮問機関であるとか、それから文部省の諮問機関、中教審ではこれは教革審ですね。教育長はご存じですが。そういったものが、論理的に非常にぶれていることが結果として指摘されております。私もそう思っております。そして個性化、自由化の理念が放縦とはき違えられ、それが教育放棄につながって子供をだめにした面、つまり学力低下もあるのであります。

平成8年以降の国の施策を申し上げますと、96年の中教審が学校週5日制導入を答申しました。97年には文部省が教育改革プログラムを提示、中教審が中高一貫教育導入を答申しております。98年には教育過程審議会が教育内容の3割削減を答申。99年には国旗・国家法成立。2000年、ことし、教育改革国民会議が発足、教育基本法の見直しも対象とするという、直近の教育、歴史がございます。

国や県レベルで議論すればいいのに、なぜ今地方議会で教育改革問題をという疑念をお持ちの方がこの議場におられましょうが、実は昨年12月定例議会の一般質問で表明しましたように、今後の地方教育行政のあり方についての中教審答申や、学校教育法49条の廃止により、県と市町村は対等平等になり、学級編制措置や教育課程の基準策定に関して弾力化するという方向にあるわけで、それはとりもなおさず教育は地方の事情であり、学校教育を地域、連携を拠点として位置づけ、地域社会と緊密な関係をつくり出し、学校裁量の拡大を図ろうとするものであります。そのような背景もあって、各自治体ごとの教育行政の方向性や、責任者である教育長ご自身の見解を問うこと自体、万人が納得されることでありましょう。

そこで、前回地方分権を推進するための学校裁量権拡大問題は、既に答弁済みでありますので、前日の提言、具体的には細かい、大まかなスケルトンしか申し上げませんでした。その提言に対して教育長ご自身の見解と、もし独自の地方教育行政指導の基本理念、または具体的な施策等がございましたら、あわせてご答弁を賜りたいと存じます。

○議長（大野良司君） 教育長。

〔教育長 釜田弘文君登壇〕

○教育長（釜田弘文君） 某新聞社の教育改革の提言につきましては、私も骨子を読ませていただいたわけですが、率直な感想としまして、文部省を中心に現在推進をしております。

す教育改革プログラム、あるいは教育改革国民会議の中間報告と、基本的には同一の方向にあるものと理解しております。ただ、提言の小柱の中には、教育改革プログラムや国民会議が触れなかった思い切った提言、あるいは陥りやすい弊害に対する警告の提言も含まれているように思います。

ここで私が、この6つの提言に対しまして、一つ一つ見解を申し上げる時間的な余裕もございませんので、議員ご指摘の学力の低下問題と、それから優秀な教員を育てるための教員評価の問題の2点につきまして、今の私が考えていることを申し上げてみたいと思います。

第1点の学力問題でございますけれども、教育改革の一つとしまして、新学力というものが登場して数年たちますけれども、この新学力観は子供の学力を評価する視点として、物事への関心とか意欲、そして考える力、それから表現する力、これを押さえまして教科ごとに評価基準を3段階ないしは5段階に設けまして評価していこうとする、こういう考え方があります。

この新学力観は、日本の子供たちが先進諸国の子供に比べ、やる気とか考える力、表現する力が落ちているのではないかという指摘があります。そしてもう一つは、21世紀に生きる子供たちに身につけさせたい本当の力とは何かという視点から、生み出されたのが今の新学力観でございます。

しかし、一方で、この新学力を強調する余り、従来から言われております読み、書き、計算という基礎学力が低下しているのではないかという指摘があります。私もその点を危惧している一人でありまして、学校は教育の不易である基礎学力、読み、書き、計算、そういったものをしっかりと身につけさせ、その上に新しい学力を積み上げていく。これが大切ではないかと考えまして、現在町内の各学校にそういう視点で指導しているところでございます。

次に、優秀な教員を育てるための教員評価の問題であります。これは端的に申しまして、指導力が不足している教員をどのような方法で評価をして、そして不適格教員にどう対処していくかという問題で、全国的な問題になっております。現在、その評価のあり方、評価の仕方につきまして、国や県で種々検討がなされていますので、その動向に極めて注意、注目をしているところでございます。しかし、一部に、教員の評価に、親や地域の声を生かすべきだという提言もありますけれども、このことについては私は非常に慎重であります。

指導力とは何か。その定義も非常に複雑です。教員がともすると人気商売になる可能性も考えられるからであります。ただ、父母や地域からの教員への、教師への要望や意見をどんな形で教員評価に生かしていったらいいのか、今後研究課題としてとらえております。

次に、私の地方教育行政に対する基本理念についてでありますけれども、基本的な姿勢と

して次の3点を考えております。1つは、保護者、地域住民の教育への願いや期待を、どのように汲み取っていくかということであります。2つ目は、国や県の動向を見逃さず、先見性を持ってそれらに取り組んでいくということであります。3点目は、家庭教育、学校教育、社会教育の調和のとれた条件整備に努めていくということであります。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

〔6番 漆田 修君登壇〕

○6番（漆田 修君） この問題は、基本理念と具体的な施策、施策まではよろしいと思うんですが、2番目の質問は単純にお答えをいただいたにとどめておきたいと思えます。

教育関係最後の質問になりますが、教育改革の、先ほど申し上げました国民会議が12月末、具体的には12月22日ではありますが、最終報告に盛り込む予定で、現在一般世論の焦点になっている教育基本法の見直し関連についての質問でございます。

同法に対する全体の流れは、9月の中間報告では幅広い視点から、国民的な議論が必要だ、森総理もそういう表現をしておりました。そういう表現から、12月末報告は、見直す方向へ一歩踏み込む表現になりそうであります。そして文部省は、来年の春、教育基本法見直し問題を中教審に諮問し、見直し作業に本格的に着手することを念頭に、全体主義、国家主義の方向に流れるような議論をすべきでないとして、偏った論調を取り入れる形での改正には一定の歯どめをかけております。ここは国会で議論するような内容でありますけれども、具体的にはちょっとそれを、前段を申し上げないと次がありませんのでご容赦をお願いしたいんですが、最終報告の同法改正の具体的な内容については特定の——その前に教育基本法というのが前文から第1条から11条の補足まで非常に短い、国で言うと憲法に相当する、教育の憲法に相当するものであります。

話は戻りますが、具体的内容については、特定の宗派に偏らぬよう、宗教性の教育について幅広く議論すると。そして生涯学習の理念と信仰を盛り込むべきだ。3番目が、男女参画、福祉、環境教育をにらんだ業務が必要である。4番目が、教育施策を財政的に担保する教育振興基本計画を策定すべきだというような、そういうような内容で国民会議が提言する予定と言われております。

教育基本法は、いわば教育の憲法に相当するもので、政府、文部省、都道府県、各自治体の教育委員会、さらに対象別には教師、子供、地域、それぞれの立場で見直しを——大筋は想定可能であります。私は各自治体の抱えている課題や問題点は、すべて共通とは言いがたいのであって、画一的にあえて成文化するのは後々問題ではと思っております。

南伊豆町を見てみると三浜小学校のように、ユニークな教育実践を実施して注目されてい

る学校もあるわけで、地方教育の財政担保方法などの基本計画は評価すべきでしょうが、地方教育行政や学校教育法の運用枠内で十分対処可能ではないでしょうか。むしろ、教育基本法が目指す教育の実現を、さらに進める方がより子供たちのためには、教育界のためにはなるのではないかと、そのような感覚を持っております。

そして、2002年には、教員の評価システム、先ほど教育長申し上げました評価システムの導入や、地方の教育委員会活性化のため父母を教育委員に起用するなど、当面の課題に対応する法整備を行ったこと——国会は通常国会をにらんで活発な動きが展開されているのであります。

そこで、教育現場、県教委、校長会、そして今、教育長であられ、教育界に精通されておられる釜田氏に、この問題を我が町の教育実情に寄せられてどのような見解と認識を持っておりますのか、ご自身の持論でも結構ですのでご答弁賜りたいと。

その前に、2002年に一応新指導要領が改正されます。その中では総合教育、総合的学習への推進であるとか、または総合地域プランの問題、それから学校と地域を連携させた種々の施策がございますが、そういう具体的な内容に一步踏み込んでご認識をもし賜ればと思っております。お願いいたします。

○議長（大野良司君） 教育長。

〔教育長 釜田弘文君登壇〕

○教育長（釜田弘文君） 私も教育学部の学生時代から、今の教育基本法を心の中まで十分たたき込まれて、その精神で40年の教育活動をしてきたものですから、今の教育基本法の精神、考え方というものに、非常に高い評価をしているものの一人でございます。そういう中で、報道機関の報道によりますと、教育改革国民会議はこの22日の最終報告で、教育基本法を見直すということで明確に打ち出しております。

見直しの視点としまして、議員ご指摘のように、新しい時代に生きる日本人の育成とか、伝統文化を尊重する、それから宗教性教育のあり方等を提言されるというふうに報道されております。言うまでもなく、教育基本法は教育の憲法でございまして、我が国の教育の目的、教育方針、教育内容等の基本を定める法律でございまして、この法律が改正されれば、当然我が国の教育も、また我が町の教育も、大きく転換をされていくことが予想されます。

こういう重大な問題でございます。持論とはいえ、私、地方教育行政の事務をつかさどる一員としまして、政治的、あるいは政策的な要素を含むこの問題について、この時点で是非を論ずることはまことに適切でないと考えておりますので、現時点での見解は差し控えたいと思っております。ただ、最初から見直しの必要なしということではなく、議論をすることに大き

な価値があるというふうに考えております。

教育基本法をベースとする戦後の教育を客観的に評価する。そして、現在の教育の実態を的確に把握して、望ましい未来の教育の姿を展望したとき、私はやはり検討すべき課題は非常に多いというふうに考えております。教育現場を含めて、広く民意を集約していくことが、現時点では肝要というふうに述べさせていただきたいと思っております。

ただ1つだけ申し上げたいことは、教育新法基本計画の策定についてであります。これはぜひ実現をさせてほしい基本計画であるというふうにとらえております。今、教育改革、教育振興のためには、財政を含めた教育基盤の整備が不可欠であり、地方教育行政を推進していく立場からも非常にこれが強く求められるからでございます。

先ほど2002年のお話が出ましたけれども、今2002年に新しい指導要領が施行されまして、目玉になるのはやはり総合学習、あるいは特色ある学校、地域に根差した学校づくりをするための学校評議員制度の導入、こういった問題が教育内容の面から、あるいは教育制度の面から今大きな課題になっておりますけれども、やはり総合学習を私たちが推進していくためには、学校だけの力ではこの学習は推進できない。やはり地域、行政ももちろんですけども、地域総ぐるみになって、この学習を展開していくときに初めて私が先ほど申し上げました、新しい学力観が子供たちに身についていくというふうに考えているからでございます。それから、学校評議員制度の問題でございますけれども、これは文部省を中心に今1つの学校に3名ないし5名の学校評議員を委嘱をして、そしてその人たちの意見を十分聞きながら学校は学校経営を運営をしていくというふうな形の、いわゆる学校評議員制度の問題でございます。

これに対しまして、静岡県教職員組合を中心に提言されておりますのは、学校協議制度ということでございまして、これはオーストラリア等の学校の制度を参考にしまして、地域の代表、そして父母の代表、そして生徒の代表、そういう人たちを加えて学校経営、学校運営について協議をしていくというふうなシステムでございます。

ここにはおのずと、学校を、やはり開かれた学校にしていきたい。地域に開かれた学校にしていきたいという共通の願いはありますけれども、方法論において、生徒も評議員の中に加えるとか、あるいは直接関係する父母を加えるとかという点と、文部省が言っているのはそうではなくて、いわゆる一般的な学識経験者を入れるという考え方の中に大きな方法論の違いがあります。それについて、どちらがいいかということは、今私の立場からは申し上げられませんけれども、大いに検討すべき課題だと、このように考えております。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

〔6番 漆田 修君登壇〕

○6番（漆田 修君） ただいまの教育長の教育基本法、議論、そのものを議論して、その中で教育振興基本計画、これは財政を担保する資産になりますね。財政を担保するという内容。これには私も全く同感であります。そしてあと、2002年の新指導要領以降の総合学習の問題であるとか——総合学習というのは多分週1時間、沼津ですかね、週1時間そういうものを、別に取り入れてやっているところもございます。沼津市門池小学校です。それから、戸田村の戸田小学校では、塩づくりの体験、地域の塩づくりの先駆者と子供たちが塩づくりの体験をする。それから、沼津市の大村中学校は、施設の交流会を行っています。そういったことを週1時間、総合学習としてやるような、2002年には。その中に、果たして我が南伊豆町で総合学習、これは全く教材も何もないわけですから、先生が何をしたいかわからない。

そうした場合、例えば先ほど学校教育会の問題が出ました。これはことしの4月からですよ、2002年じゃなく。その中では、具体的には先生の答弁では、教育長の答弁では、その学校評議員から、もう具体的にこれこれ始まっていますというような答弁はありませんでしたのでまだこれからだと思いますが、そういった評議会、もしくは評議議会、評議議会は静教組の関係ですから無理だと思うんですが、そういったものをたたき台にして、または校内に先生方の、専門の先生方が、では今後総合学習についてはこれこれこのようにしたらどうでしょうという議論をまずしなければいけないと思うんです。これは開かれた地域と学校のあり方という、ポジション的にはそこに位置するんですが、そういったことも必要かと思えます。これから必要なのでぜひお願いしたいと思えます。

それから、あと職員数の欠如であります、実際道徳教育、これは年間35時間だと思えます。実際には中学においては35時間達成しているかということ、実はこれは全国平均ですが、46%ぐらいしか35時間の未達成、達成していない学校がある。平均です。小学校においては6割弱の数字が出ておりますが、と申しますのは、私どもが中学生ぐらいのときのホームルームに相当するものですね。そういったものでごまかしている。ごまかしているというか、そういうふうに代替させている。代替させる。なおかつ、教師側にしてみれば、何をやっていいかわからないので、副読本を読んでそういうふうには、1時間つぶしているというのが実情だと承っております。

ですから、徳育の充実についても、具体的な先ほど言った総合学習と絡めて、2002年の新指導要領の中にも当然それは伝わっておりますから、そういったことで南伊豆町にも、非常に少子化で大変な状況にあります、子供、親、学校だけでなく地域も含めて、教育のあり方をもう一度考えて、見詰め直して、そして原点に戻る行政を要望しております。町長

には、教育についての原点を、具体的な施策として考えていただきたい。そういうことで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 漆田修君の質問を終わります。

◇ 鈴木久香君

○議長（大野良司君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可します。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

高齢者の生きがい対策及びシルバー人材センターの活用について質問いたします。

高齢化社会が進み、我が町においても、高齢化率が平成12年4月現在31.4%、県下7番目となっており、全国では2025年には寝たきりなど要介護高齢者は約520万に達し、高齢者福祉のための財政負担が大幅に増加すると予測されます。

長寿社会になった今日、優しくいたわってやらなければならない高齢者がいることも事実ですが、いろいろ学びたい、健康づくりに取り組みたい、働きたいとの意欲を燃やしている高齢者がいるのも事実であります。こうした方々に対する町としての施策がありましたらお聞かせください。

まず1点目は、高齢者学級の開設です。高齢者であっても、学習意欲の旺盛な方はたくさんおります。高齢者ニーズに対応し、生涯にわたる学習機会を充実することは、本人も感性を磨き、痴呆を防止することになり、本人にも社会のためにも有益であると思っておりますがいかがでしょうか。

2点目は、健康づくりの問題です。老いても健康でありたいというのは、本人はもとより、家族全員の願いであります。当町においても、高齢者の健康増進や障害者の機能回復を目的とする健康増進施設を整備するべきではないかと思えます。

3点目は、高齢者の労力の活用です。外出もせず、家にじっと閉じこもっていると老化が進みます。何かをしたいと思っていてもすることがないという現象もありますので、生きがいを感じてもらうために、自分の能力や経験を生かして仕事をしたいという方はかなりたくさんいると思われれます。

現在、会員登録した高齢者に仕事を紹介する公益団体シルバー人材センターがあります。ここにあります読売新聞の県内版でも、県内でも着々と実績を伸ばし、9月末現在会員は2万人を突破、料金の安さを反映してか、景気の低迷をしり目に需要は高まる一方だとの記事がありました。

シルバー人材センターは、あらかじめ登録している高齢者に、企業や一般家庭、市町村などの公共団体から受注をした草取りや集金、大工仕事、ペンキ塗りなどの軽作業の仕事を紹介します。会員登録はおおむね60歳以上で、働く意欲があれば原則としてだれでも参加できます。当町でも、会員が11月末現在78名登録されております。高齢者の生きがいづくり、健康保持のために、シルバー人材センターのより一層の活用にかがお考えか。

以上3点について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

本町の高齢化率は県下で7番目に高く、12月現在で65歳以上のお年寄りには男性が1,352人、女性が1,980人、合計で3,332人おります。このうち、寝たきり老人や要介護老人、施設入所者等を除くいわゆる元気老人と思われる方が約2,800人程度になると思います。

この元気老人と言われる方々が、一人でも多く元気で過ごされることが望ましく、町でもさまざまな生きがい対策事業を実施しておりますが、ご質問第1点目の高齢者学級の開設ですが、高齢者を対象とした老人クラブ連合会による寿大学がありますし、教育委員会所管の各社会教育事業では、若者からお年寄りを対象にした講座的なものを開設しております。高齢者学級として、高齢者を限定しないで、各年代層が参加するさまざまな事業に参加した方が、高齢者にとってよいと思われております。

本年、教育委員会主催のパソコン講座には、多数のお年寄りが参加したと聞いております。町が主催する講座や行事になるべくお年寄りの方が参加しやすいよう呼びかけをしていくようにしたいと考えております。

第2点目の健康づくりについてであります。過疎地域自立促進計画にありますように、健康福祉センター建設は平成16年度を目標に準備を進めております。また、各地にはゲートボール場があり、大勢のお年寄りがゲートボールを楽しんでおりますし、トリム体操やヘルスアップ教室などを実施し、健康づくりに役立っていると考えております。

3点目でございますけれども、私は地区懇談会等会合で機会あるごとに、老人の方々には経験という宝があると述べております。約3分の1が65歳以上の現実を踏まえ、この経験を行政にいかにかが南伊豆町の活性化のポイントと考えています。高齢者の労力の活用ということですが、元気老人がシルバー人材センターの会員に一人でも多く加入していただき、人材センターを生きがいの場、コミュニケーションの場として活用することも一つの方法かと思われまますので、今後シルバー人材センターと話し合っていきたいと考えてお

ります。

本町の生きがい対策事業として、60歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者を対象にした生きがい活動支援通所サービス事業としてみなとの園、有限会社栄協メンテナンスと委託契約を結び、入浴サービス、昼食サービス、生活指導に関すること等を行っております。また、平成13年度から軽度生活援助サービス事業として、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯で病弱な方や、ふだんの生活に支障を来している方の依頼により草取り、草刈りなどの仕事をシルバー人材センターへお願いする予定であります。その他、町の事業でシルバー人材センターへお願いする内容の仕事がありましたならば、できる限り人材センターへ依頼することとしております。

いずれにいたしましても、高齢者の方が元気で長生きをしていただくようになれば、私といたしましてもこの上ない喜びでありますので、高齢者の生きがい対策に十分力を入れていきたいと考えております。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） 3番目のシルバー人材センターについては、1番、2番、意見を総合した上で、総合的な高齢者対策ではないかと私は考えておりますが、より一層のご協力をお願いしたいと思います。そのことについていかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 私は来年度より、地域住民参加のまちづくりということで、まちづくり係ということを変更しております。その中で、地域参加のまちづくりの中には、当然老人の方のウエートが占めてくるのではないかなとそう考えておりますので、皆様方のご協力を切にお願いいたします。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） いろいろ学習し、労働の余力を活用することにより、高齢者自身の活動的な生涯生活能力を生み出すとともに、健康増進、痴呆防止、ひいては健康な高齢者がふえることにより、国庫等の財政負担が軽減され、地域社会の活性化につながると思います。

今後、少子化、核家族化、高齢化が進んでいく以上、避けて通れない問題で、重要な問題だと私は思います。町としても、早急に検討し、十分に組み込んでいただきたいと思っております。

これにて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君の質問を終わります。

これより10時45分まで休憩いたします。

（午前10時30分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時45分）

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（大野良司君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

まず、先日内閣の改造が行われましたが、相変わらず国民の支持率は16%台にとどまって、非常に低い支持率であります。これはとりもなおさず、今の深刻な不況の中で、これを打開する展望もその能力もない、非常に国民の期待を裏切る施策が補正予算の中でも盛り込まれていましたが、私たちはこうした政府の動向をしっかりと見据えながら、住民の暮らしを守る政治、地方自治を守るために、地方行政を確立するために全力で取り組む姿勢をまず最初に表明したいと思えます。

それで、きょうの最初の質問ですが、指定ごみ袋の導入とごみの減量化でございます。

行政報告でも報告をされましたが、地区懇談会を開催されて、来年の12月から、容器包装リサイクル法に基づいたごみの分別収集を始めるという。これは年内ずっと提案していたことですが、計画書をつくられてそれがいよいよ始まるのかという点で言えば、時期的にはもっと早くすればというのがありますけれども、考え方に異議があります。同時に、それを進める上で、これまでこの容器包装リサイクル法に基づいて施策を進めてきた先進の自治体、公共自治体の中でも、さらにその教訓を酌んで、もっと進んだ中身に立ち入っているところも多くあります。

こうした中で、町政懇談会の中では、容器包装リサイクル法で分別を12種類にして進めるということですが、その一方で、ごみ袋を統一していくと。これは透明化ということが書かれていますけれども、これはこれによってごみの減量ができるということが言われています。なぜごみ袋を統一するのかということ、ここに、奈良県ですね、町政懇談会で配られた資料に書かれています。私は決してごみ分別収集に対して否定するものではなく歓迎するものでありますけれども、ひとつこの根拠を、どうして統一した指定袋になるのか。そこを、

まずお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

ごみ袋の統一によるごみ減量の根拠でございますけれども、現在のごみの排出方法については黒い袋、スーパーの袋、段ボール箱等で排出しており、特に段ボール箱については風袋と重量が大きく、焼却に困難を来しております。

なお、統一指定袋を購入していただくことで袋をむだに使用しない、排出者の責任感、モラルの向上等により減量につながるものと考えております。

また、分別収集により、従来焼却していた段ボール箱を新聞紙に、ペットボトルを資源ごみとして回収しますので、相乗効果として焼却ごみの減量につながるものと思います。透明ごみ袋の使用により、缶瓶等の不燃物の混入が減ることにより、どこの市町村でも統計的に見て約10%前後の減量の成果が出ておると聞いております。

以上の根拠で、清掃センターで焼却している可燃ごみの袋を統一指定袋にすることにより、ごみの減量化を図りたいと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 今多くの自治体の例を挙げて、一般的な減量法だということがわかりましたけれども、この町政懇談会の説明では、平成8年に中木地区、平成9年度に石廊崎でごみの透明化のモデル実施をしたということが出ておりますけれども、数量的な問題で個々のデータは、多少例があるんですが、ここでの例は出ておるのか、その点はどうですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 清掃課長に答弁させます。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） お答えします。

中木地区と石廊崎地区につきましては、ほかのごみと一緒に収集するものですから、その独自のといいますか、そういうあれはちょっと把握しておりません。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 先ほど町長が、透明化することによって、モラルの向上等々ありましたけれども、私はその中で一番のごみを減量化する、いわゆるごみとして焼却処分する根

本は、これを減量する根本は、分別を徹底して進めていくということ。これまで、中木、石廊崎の数量的なデータがないのは非常に残念なんです、分別をしていけばごみですね、いわゆる燃やさざるを得ないものは減っていくということは、これはどこの自治体の例でも明らかなんです。

とすると、必ずしも透明ごみ袋に、強制かどうかわかりませんが、しなくても、分別を徹底していく。これは方針でも13年度までに各地区の説明会を行っていく、どこの自治体でもこの分別収集をやっていく上では、いろいろ担当者も含めた研修、住民の合意なしにはできないということで、きめ細かい合意の形成をしながらやっているということを報告受けております。

そういう点では、私は透明ごみ袋、ここでやるやらないということでの議論ではないんですが、必ずしもこれだけの問題ということではなく、分別を徹底して進めていくという点をもっと考察を深めていったらいいのではないかと。そういう中で必ずしも、場合によっては買い物ごみ袋、黒い透明なごみ袋ですとモラルの問題というふうに言われましたが、やはりごみに対する意識が向上をする中で、そういう異物の混入をしないような地域づくりというんですか、それを黒いごみ袋、いわゆるリサイクルの点で言えば再生可能なごみをリサイクルした処分であって、必ずしもそれがいいとかということではないんですが、透明ごみ袋が、それを入れたから減量化ということではなしに、分別の徹底、その点で私この町の分別収集計画、12品目ということでもありますけれども、これがもう少し子細に分別を収集、分別の品目を、あと約1年間あるわけですから、これをもっと研究すべきではないかというふうに思うんです。

ある自治体、埼玉県が組合とか、あるいは大井町とか進んでいますけれども、21分別まで進めているところがあります。極力食品のプラスチックごみでも空き瓶等々も別に回収するというので、いわゆる燃やすもの、燃えて焼却灰を、まだそういう努力がされておるんです。こういう点を検討すべきではないかというふうに思いますが、その辺町長や、あるいは担当者いかがでしょう。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 横島議員の言うのはもっともですけれども、これからスタートをするわけですから、ぜひ最初から、今までの経歴を見ましても、それなかなか民宿をやっているとか、夏忙しいときに民宿をやっているとか、これから徹底には時間かかると思っていますので、最初は透明袋からスタートをさせていただきたい、そう考えています。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 南伊豆町の場合、結局高齢化率が高いわけですがけれども、余り品目をふやすと高齢者にも負担がかかるということで、最初のスタートについてはできるだけ少なく分別するようお願いしまして、これから国の動向だとかそういうのを踏まえた中で、国の方もリサイクル率を平成13年ですか、50%に上げるよと言ったりとかという提言もなされておりますので、また徐々にですけども検討していきたいと思っております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 町長、確かに最初の初めての取り組みなんですけれども、来年の4月から実施するというのであれば、これは時間的にも最初に言いましたけれども、時間が1年近くあるという点で言えば、減量をする本質的な問題をもう少し掘り下げて検討する余地は、まあある。今、課長は高齢者が多いからということでありましたけれども、その点も含めて、高齢者だからできるできないということではなしにそれを投げかける。

私は一つ、この点では町政懇談会をやったということでもありますけれども、まだ実数的には社会ニーズは非常に少ないんです、割合とすれば。その点ではごみの処理問題に関して、アンケートをとることも一案ではないかというふうに思います。

もう一つ、ごみの分別の問題で、きょう配られた新しい町政要覧でも月別の排出量、平成6年度あたりは非常に低くなったものが、徐々にまたふえてきていると。この要因、これがどのようなものなのか。私はその一端に、この間、ダイオキシン対策の中で、一般的に誤解があって、すべて物を燃やすとダイオキシンが発生するという概念で清掃課にすべて持ち込まれて、野焼きそのものはいいものも悪いものもあるわけですがけれども、パンフレットにこういうものを配られて、野焼きというか、基本的にはCO₂の発生源を断つという上ではやたら野焼きしない方がいいわけですがけれども、そうした点で野焼きごみとか、今まで自家処理ができたものが混入してこういう量の増加ということも一方ではあるのではないかというふうに思いますが、そこら辺は現場でどのように言われているのか。

私、そうした点で、今までごみとしてなかったものが新たに、いわゆるダイオキシンの問題を含め初めてでして、理解の不徹底でこれがあるとすれば、こうしたごみの対応の仕方を考えるべきではないかというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 第1問について、アンケートをとるということについては、またこれ

から検討させていただきます。

また、ごみの量については、清掃課長より答弁させます。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 確かに横嶋議員が言われるとおり、ダイオキシン対策だとかこういう関係がやかましくなりまして、野焼きですか、こういうあれは禁止されるものが出てきまして、確かにごみの量はふえております。

今言われました、野焼きなんかの場合も選別するわけですけれども、そういうごみについても従来ですと燃やしていたわけですけれども、ほとんど生の状態で持ってくるような状態でして、そういうのが可燃の中にふえているという状況です。それが結局——ごみは徐々に減ってきていいわけですけれども、そういうものがふえてきているために、結局年々ふえている状況にもあるのではないかと、そういうことであります。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） この点で、私先ほど透明ごみ袋だけではない、根本的にごみを減量する上では、分別の徹底ということを主張しましたが、これは、段ボール等々の今の形のある中で分けるということではなくて、それだけではなくて、今話されたダイオキシン等々理解の不十分さ、不徹底さが、今まで自家処理ができていたものが持ち込まれている。こうしたものを、実際にもう資源にして、庭木、剪定くずを、これをチップに砕いてわらを積んで堆肥にするとか、実際にはチップカーというのを町じゅうに巡回をさせてやっている自治体があると。庭木くずをチップにして堆肥化させる自治体も実際にあるんです。手法の問題はいずれにしても、こうしたごみをごみとさせないで資源化する方法を検討したらどうかと。

私、こうした中で、12月11日ですか、町長が職員の皆さんに提案したプロジェクトチームの報告書を読ませてもらいました。この中で、生ごみ堆肥化という問題、これはこれまで議会の中でもコンポストの普及の補助金、これは制度がありますけれども、今度生ごみ処理機に補助をつけるということでもありますけれども、いわゆる生ごみの分別に関しては、まだ未知の段階です。

ところが、この間調べましたところ、共立湊病院が生ごみ処理機、これを導入したということを知っています。その後の実績は聞いておりませんが、この施設が月に出す生ごみの持ち込み量、すべて生ごみかどうかあれですけれども、これが月に5トン弱、4トン半ぐらいです。これはこのデータにも出ておりましたが、実際に持ち込まれるごみも7%近くが生ごみであると。主要の7施設で。

そうすると、今考えて、一般家庭のごみ、あるいは学校給食、これを資源化——学校に生ごみ処理機を置いて資源化しているところもふえているんですよ。こうした点は、ぜひ取り入れて、これは次の質問にも入っていくんですが、考える余地が大いにある、これはすばらしい提言だというふうに思うんです。実際に環境、教育問題、学校の中でも環境教育が比重を増してきて、その中で子供たちも生ごみ処理、自分たちの学校の食べ残しがどうなっているのかなということを調べて、自分たちでインターネットで調べて出すような、そういうことをしているんです。

そういう点から見ると、南伊豆町のごみの分別収集というのは、これから始まるんです。多くのところはもうやっているところもあるんですが、これから始まると。そういう中で準備期間は十分あるが、大変さもあるんです。民宿等々では煩雑なことを、余計なことを提案してくれたと言われるかもしれませんが、長い目で見ればやはり自分たちで環境を守っていくという点、ごみの処理の費用の問題も出ていますけれども、やはり分別の根本にぜひメスを入れるような取り組みを進めていただきたいというふうに思うんですよね。この点、町長と担当者いかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 学校給食の資源化について私たちも考えております。そして、職員の方々からも、12月1日にプロジェクトの発表をしていただいたんですけども、60名ぐらいの方々が聞きに来ていただいて、それなりの感銘を受けたのではないかなと、そう考えています。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 学校につきましては、小学校が545人で中学が292人になりますけれども、初めの段階として教育委員会の関係になるかと思っておりますけれども、試しにどこかの学校入れてもらって、どれだけのごみが出るかということを実際試していただければありがたいなと考えております。これは結局財政との関係になると思っておりますけれども、教育委員会の方でもそういう取り組みをされてやってもらいたいなということで考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） この1番目の最後になりますけれども、ごみの発生源の対策についてであります。これは、これからこの1年準備をして、容器包装リサイクル法に基づいた分別収集をしていくということでもありますけれども、実際にことし環境に関する6つの法案が

成立したんです。しかし、実際はこの発生抑制とか、再使用、再生利用等々、別回収や適正処分ということを大概やってはいるんですが、実際突き詰まったところに行きますと、やはりこれは国段階で——ごみになる商品を消費者に対価を払わせている製造販売業者の責任というのが、まだまだ日本ではあいまいなんです。これが、自治体にコスト負担をもたらしているということで、これがひいては、うんと大きくなってくると、では住民にコスト負担という税の二重払いのような考え方が起きてきかねない。

私は、今の過剰包装の問題、これを考えていくのは、単純に地方自治体だけではこれは無理なのは明らかなんです。しかしながら消費者は、ごみを、そのものを出したくなくても、対価に含まれる、いわゆる買うお金に含まれているごみを、買って捨てなければならないと。この点で、やはり最後の発生源の対策に関しては、事業者に提案するだけではなくて、国、厚生省に対して、やはり自治体から強い意見を心がけて言っていただきたいというふうに思うんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） ごみゼロ社会を目指したりサイクルシステムの構築のためには、町の施策によるごみ発生源の排出抑制とか、資源化、再利用の促進のみならず、一人一人の生活様式、消費活動の形態、経済活動における生産、流通システム等、多面的な見直しを図るとともに、ごみは処理、処分するものの考え、資源化、再利用を前提とする方法に改めるとともに、特にこれから家庭等からごみ発生源の対策に取り組まなければならない問題と考えており、また町民の理解と協力を求めなければいけないものです。

そしてこれからは、今、横嶋議員が言われましたように過剰包装とか、本当に上の方からもある面では政策的にお願いしなければならないことがたくさんあると思います。それについては前向きに検討していきたいなど、そう考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） ぜひそのもとを正す上で、自治体の総意として国に対しても意見を進言していただきたいというふうに思います。

次に、環境ISOの取得とまちづくりについてであります。

今、ごみの問題で、立ち入った提案をしましたがけれども、先ほども学校給食との関連等々で言えば、縦割り行政の中で、担当の部署でそういう認識を持ちながら、同時にまた一方では財政当局がこれに対する認識を持って予算措置をしなければ、清掃課だけの認識、あるいは

は教育委員会だけの認識だけでは済まない問題が発生してくるわけです。

そうした点で、先ほど、先日策定された第4次南伊豆町総合計画の18ページに、まちづくりの課題、自然と共生する積極的な取り組みを図るという中に、自然の循環に配慮した地域づくり、環境への負荷、負担を軽減することにつながる自然を利用した省エネルギー、省資源化などへの取り組みを実践していくことが求められて、自然と人が共生する積極的な取り組みを図っていく必要があると。必要があるというかかかっていく、そういう決意が述べられているというふうに思います。具体的には、ごみの減量化、資源化が126ページから127ページで、環境の保全についてはその後2ページにわたって述べられています。

この点で、2番目の質問は、ごみの問題を初めとして環境全体の問題にどう取り組むか、その姿勢です。この点で、環境ISO、国際標準化機構ですね。14001。これは1996年9月に発効されて、その基本理念は地球環境に配慮した持続可能な産業経済の構築で、企業を初めとした組織、行政ももちろん入ります。みずからが環境に与える影響を管理して、持続的に改善をしていくこと。自治体が取得するということは、地域住民に対して、みずからが環境に配慮した暮らしを率先して行うと。先ほどもした、例えばごみ処理問題であれば、清掃課と教育委員会ということがあります。そのほかに、ペーパーレスや再生紙の利用、これ再生紙の利用は町も進めておりますけれども、こういう関連するすべての事務事業の中で可能な取り組みを行って、その取り組みが統合された形で環境保全の施策の成果として評価をされる。

これは、大事なことは、計画をして実行するだけではなくて、その評価をして、今までの行政に足りなかったということが判明する。そのやったことに対する評価。この評価というのは、一般的なやつではありません。このISOでも非常に厳しい自己規制がされるわけですが、これをぜひ取り入れて、町長先ほどいろいろな問題で最後に申しましたけれども、第4次総合計画や21世紀に向けていろいろ環境に配慮したまちづくりということをたびたび口にされていますが、この認識を全体的に発展させると。役場全体で率先しながら環境ISOの取得を考えるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 環境ISOの中で、町が事業者としてまず取り組まなければならない問題として大切なのは、ごみ関係ではないでしょうか。その1番目に大きな問題と、ごみ関係で一番町として公害の問題となるのが、焼却施設の公害等でございます。

ごみ処理施設は、処理過程の中で、排ガス、排水、悪臭、騒音、振動の公害を意味してお

ります。近年特にごみ焼却施設の公害防止規制がされ、ダイオキシン類の発生防止、ばいじんの無害化が加えられ、今後も規制対象物の拡大や規制の強化、新たな発生防止項目が加えられることが予測されます。

ごみ処理施設から発生するおそれの公害物質については、採取する処理技術の種類を問わず、大気汚染や水質汚濁防止法の公害規制に適するものとする。また、関係法令やガイドラインによる規制や焼却施設の運転条件と合わせ、未然にその発生を防止、あるいは抑制する措置を講ずることによって対処していかなければなりません。

また、廃棄物処理事業において、良好な作業環境を保持し、労働災害を防止するため、労働安全衛生対策を強化していく必要があると思います。

また、ごみの資源化、再利用について、環境保全を図るためには、ごみのリサイクル推進できる社会基盤の整備が必要となります。住民の自主的なリサイクル活動を経て排出されるごみは、ごみの種類や素材別に分別収集し、搬入されたごみをさらに選別し、品質を保ちながら貯留し、資源ルートの流れをスムーズに行えるよう、今後の対策として適切な設備、方法を選択する必要があります。

また、不法投棄についてでございますけれども、廃棄物が不法投棄される現場は、傾斜が急な沿岸部や山間、谷間等が比較的多く、一たん投棄されると多くの場合、その撤去は不可能、あるいは困難をきわめることとなります。このため、不法投棄対策としては、投棄されてからでは遅く、これを未然に防止することが最も重要であり、廃棄物処理法による規制の徹底を図るとともに監視パトロールを強化し、民間人を不法投棄のためモニターに登用するなどの対策を講じることも必要と考えられます。

また、環境教育への取り組みでございますけれども、現在焼却施設に小学4年生が社会見学に来ておりますが、もう一步踏み込んだごみの減量化、資源化を含んだ観光、環境教育、及び社会全体で生涯教育として取り組んでいく必要があると思われま

す。以上4点を上げましたが、今後ごみの環境問題として負担をしていきたいと考えています。

また、町についても、環境ISOについては取り組みについては前向きに考えていかなければならないのではないかと

そして、ただこの法律を遵守することだけではなく、町民の皆様、産業関係者のご理解、ご協力を得て、環境に優しい自治体のテーマをただ手に入れるだけではなくて、今後町民全体として勉強していかなければならないのではないかと、リーダーシップをとりながら一応町の観光立町という大きなテーマの町民の要望があるわけですから、その中にもこれをできるだけ、その考え方を前向きに取り入れていく必要があるのではないかと、そう考えています。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） るる説明いただいて、環境を要するに守る取り組みに力を上げたいという、その趣旨はわかったんですが、もう一つ町長ISOそのものは自治体、それについての考えがもうちょっとあれば、担当でも結構なんですけれども、いわゆるこれは自治体できちんとしたプログラムをつくってそれを実行する。どう実行するのか、それを検証する。評価をするんです。そして、それをどう今度生かしていく、見直しをする、そういう一つのプログラムなんです。これは、私手元に持っているのは、9月号の地方議会人ということで、議会人に非常に努力をした自治体の中身が出ているんですが、すべてそこに、同じこととかということではなくて、やはり今言われたそれぞれの個々の法律は日本どこにもあるのだが、それをいわゆる基本に据えてやりながら同時に、それを自治体として率先して総合的にこれをやるという、この意思が非常に問われるんです。

そういう点では、いまひとつ踏み込んだ協力があれば、取り組んでもどういうふうに取り組む考えがあるのか、来年度から着手を実施するのか、あるいはこの中身についてはまだ中身そのものは知らないというか、そういうことであればその点で答弁いただきたいと思うんですが。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 環境ISOの取得ということでございますけれども、住民に対してそういう教育を、学んでいただくことによって環境保全に取り組むことにより、町民の協力意識が向上するというメリットもあると思います。また、地域の企業に具体的なアドバイスを行えるようになります。また、環境方針や取り組みを、結果を公表することによって、行政の透明性が向上する。また、自治体組織における効果として、全職員が環境意識が向上し、効果的な行政運営の実現を助けることができる。そして、資源やエネルギーの使用量の削減により、経費が節減できるという、制約できるというメリットもございます。

これからも前向きに検討していかなければと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 今、前向きに取り組むと言われたので、ぜひ担当の部署に指示をしていただいて、検討を始めていただければというふうに思います。

これは、項目ではその後に環境基本計画ということが書いてありますけれども、何もIS

〇を取得しなければこれができないということではないんですが、やはり国際標準化機構、そのいわゆる厳しい基準をみずから律すると。住民が学ぶのはそれからなんですが、まず主体である行政が、それを率先して範を垂れるということが非常に大事なんです。

その点では、ぜひこの準備にとりかかっていたきたいと。きょうはその点にとどめておきますけれども。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 私も住民参加のまちづくりということで今、これから、来年度からということをおっしゃってありますが、本当に南伊豆町のよさというのはこの素晴らしい環境にあるのではないかな、そういうことを考えた場合にその考えはお互いにイコールになるのではないかとそう考えておりますので、積極的に住民参加のまちづくりの一環として環境問題については取り組むべきではないかな、そう考えています。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） ぜひ、新年度というか、ごみの容器包装リサイクル法の実践にも合わせて、準備を進めていただきたいというふうに思います。

次は、3点目は、中央図書館図書と学校図書の関係・充実ということでございます。

これはこれまでも、委員会の中でも質問したことがあると思いますけれども、まず第1点は図書館の一般的な役割をここで申し述べることはしませんけれども、町長もこれまで原点のまちづくりということでもおっしゃってききましたけれども、また同時にまちづくりは人づくりだということは一般に言われていることであります。そういう中で、やはり文化の拠点の一つであり、その大きな一つが図書館だというふうに思うんです。

この点で、今年度の当初予算 350万円が図書購入費としてつきましたけれども、まず行政全般を担当する町長として、この図書費そのもの、担当職員に聞きますけれども、これについてどのような位置づけ、対応、認識を持っておられるか、その辺をまずお答えしていただきたいというふうに思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

我が町の図書館関係の費用なんですけれども、昭和63年より13年経過し、平成元年には106万円、そして平成11年度は360万円と引き上げてきております。これからも予算編成に

において、学校図書におきましても学校側の要望とまた図書費用を計上し、そして配付等独自に図書館側で努力している面も多々あると聞いております。そういうことを踏まえながら前向きに、要するに図書館の必要ということは町民の文化的高揚にあずかるのではないかなど、そう考えております。中央図書館等を充実することによって南伊豆町の教育レベルも上がるし、また地域住民の要するに社会的思想も上がるのではないかなど、そう考えておりますので前向きに検討していきたい。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 前向きに考えていただけるということでありましたが、現状は平成1年からのデータを見ると、平成11年度までの予算が図書購入費、これまで購入した予算が約2,700万、これは11年です。私持っているのは、古い資料で1986年出版の町村の図書館、ここで必要図書の経費がこれよりすごい。図書の利用、住民の利用冊子の回転数から見れば、まだまだ低い段階での必要購入冊数なんです、ここの計数で見ても約400万円の図書費が南伊豆町では最低ですね。

ところが、これまで11年間で2,300万、2,700万ということを見ますと、今まで現状は、現状はまだ足りないんだけど、今までの蓄積からいくと、本当にこの水準が現場の努力にもかかわらず、努力はありながらも、なかなかそれが実際にはね返ってきていなかったという点があるんです。

これは、蔵書の冊数も4万数千冊ということでありましたけれども、これが多くが秘蔵とか寄贈されたということで、これもいわゆる読者の希望にたえる本というのはまだまだ少ないんです。

そういう中で、12年度の貸し出しの冊数が、賀茂郡下の中でも南伊豆町は5万冊を超えているんです、約5万3,000冊。1人当たりだと4.78冊です。これは、下田の1.59冊とか、南の次に高いの東伊豆町も1人当たり4.67冊、下田が1.59、賀茂村3.3とか、松崎町が2.14、他に比べると非常に多いんです。これは、県の中でも1人当たりの貸し出し数は、町村の中でも多い方なんです。ところが資料費は、本当に微々たるものにしかなくなってない。

要するに私は、この今の状態を、よくよく考えていただきたいという部分は、面積的には下田市とは大体ほぼ同じでありますけれども、そのほかの松崎町や賀茂村と比べれば南伊豆町は34の集落があって、そこに、しかも高齢者の比率が、図書館を開館したところからも26%を超えて、今は30%を超えているんです。こういう中で、これだけの図書館の実績を上げてきているというのは、現場の図書館の司書、あるいは担当者が、それでまたボランティアで配本

所に通ってくれる方の並々ならぬ努力があらわれているんです。

この文化を、図書館の中央図書館に通えない、バスで西海岸から来れば往復のバス代でも本が1冊以上買ってしまうというそういう地理的な状況の中で、今現時点では12カ所の配本所がありますけれども、これが本当に高齢者にも喜ばれています。まして今、町長も、高齢化が進む中で生涯教育を重視すること、高齢者の1日参加ということを言われていますが、まさに文化の拠点——パソコンも高齢者が習い始めるというような社会的な状況の中で、図書館の持つ役割は非常に大きいんです。

私は、その図書館のいろいろな中身を重視する一番は、もうこれは図書、本がなければこれは図書館の意味をなさないので、いろいろな方策から言っても、図書費に対する認識はぜひ抜本的に改めて、図書館にも町長も通っていただいて、役に立つ図書館、現場の苦勞をぜひ見ていただきたいというふうに思うんですよ。

そういうことでありますけれども、改めてどうですか。これほどの12カ所の配本所、さらにもっと利用者をふやしたいということで努力をされているんですね。先日も図書館協議会がありましたけれども、一応その一端のこの取り組みや認識について、教育長か担当でも答えていただきたい。

○議長（大野良司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（楠 千代吉君） それではお答えします。

確かに34地区のうち12カ所の配本所がございます。それで、先ほど通えない人で本を読みたいという方はたくさんいらっしゃるというお話でございましたけれども、これにつきましても宅配を始めておりますので、それにつきましても若干まだ未整備のところもございましたけれども、その面で宅配も始めております。

もう一点は、本が少ないということですが、確かに我が町の図書館は、先ほど横嶋議員もおっしゃったとおり、4万9,500冊強ということですが、その他でほかに欲しい方、例えば図書館にない本を貸していただきたいことについては県の図書館とか近隣の町村の図書館等々に紹介します。そこで貸し本があればその本を借りて、読者の方に提供できるところで頑張っております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 確かに県立図書館からの借り入れというのは、県内でもうちが一番なんです。それほど努力して、それがやはりあるところに行けばとれるというのがあるんだけれども、やはりないからそこまで頼まなければいけないというのも見なければいけないし、

その現状と宅配までしているという努力、ここをしっかりと見ていただいて、やはり図書館はもう本が命と。地域が多いから不備な点もあるんです。なぜかといえば、今出された新刊本が欲しいとすると、2冊買ってもそれを5回転いろいろ考えても、配本所12カ所満遍なく回すということはなかなか難しいです。そういう点から見ると、必要な本を、冊数も買わなければいけない。本の単価も上がっている。

しかしながら、やはり私は、いろいろな社会的な現象の中で少子高齢化とか言われていますが、南伊豆町が将来に、来年新しい千年紀の始まりですけれども、人間の社会やら町の歴史が今の政治状況の中で何か衰退のようにあるような錯覚を起こしますけれども、新しい千年紀に、先行き町がなくなる、地域がなくなる、そういう展望は持ちたくないし、地域をつくってそして培っていく。これは高齢者だけではなくて、そこに住むやはり担っていく子供たちに寄与する上で、中央図書館の役割を飛躍的に高めていただきたいと。

今職員も3人体制になっていますが、1人臨時で対応して、しかし仕事の内容は同じなんです。ここら辺を管理して考えるべきではないかというふうに思います。

次に図書館の中でもう一つは、総合学習対応図書資料充実と中央図書館との連携であります。

いろいろありますけれども、一つは総合学習そのものの評価についても、なかなか学校の教師間の運用の中でも、これは非常に戸惑いも生じているのは確かなんです。しかしながら、一番戸惑ってしまうのは子供たちなんです。教育方針がいろいろ動く中で、教師も定まらない中で総合学習で自分に合ったものを見つけるというのは、子供にとって一番課題ではないかというふうに思うんですよ。

私も、中学や小学校に通う子供たちの姿を見て、やはり特にそういう感を強くしました。その点で、試行錯誤ある教育方針の中でも、総合学習という実際に動いている中身に的確に対応するために、やはりそれに対応する図書の充実、資料充実、これは欠かせないし、それを検索するための方策も、調べる本どころか何を調べたいか、それに行きつくまでの努力をしなければいけないという点ではなかなか考えることがたくさんあるわけですが、一つは学校図書館法に基づいて設置されているわけです。で、学校数のうち、生徒数や児童数の割には学校が多いから一律に言えないんですが、子供たちが書に親しむ上で、全国でも図書館、学校図書館に司書を配置ということが提案されているんです。

司書といっても、常勤でべったりということではなしに、週時間を決めてやるとかという方策もとっているところもあるようです。そういうところで、今子供たちが、ともすればゲームソフトに流れてしまったり、書に親しめない環境にあるという、そういう中で学校図書

館の役割をいろいろな方策も含めて、考える余地があるのではないかと。

それで、中央図書館の図書購入とは別個に学校図書の充実を、これは系統立ってやる。そのために図書館協議会には学校関係、担当の方が出ているわけですが、この点についてはどのような展望を持っておられるか。その辺についてお答えいただきたい。

○議長（大野良司君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） ただいま総合学習の件でございますけれども、総合学習の本来のねらいということになりますと、少し長くなりますけれども、ごく簡単に申しますと、みずから課題を見つけると。みずから課題を見つけてそれを調べ、そして自分の力、あるいは仲間の力で解決していくと。そういう中に、児童生徒が本当に問題解決能力、あるいは考える力、そういう生きる力を身につけさせようということが始まったものでございます。

そういった意味で、21世紀に生きる子供たちにも、本当にすばらしい学習活動だと私たちは考えていますけれども、これには教科書も何もありません。一番今重要なのは、地域の人たちから即学ぶと、出向いて行って学ぶということ。それから今、議員おっしゃっているように図書の資料とか、そういうものから調べていくと。それからもう一つは、今情報化時代でございますので、インターネット等を通じて世界の情報を集めていく。そういう中で調べ、問題を解決していくという学習が充実するように私たちは考えているわけですが、その中で、図書の充実というのは実に重要でございます。

そういった意味で、図書館における総合学習の資料の充実、それと各学校における資料の充実というものが相まって行われなければならないことです。それとあわせて、図書館にはどんな本があるのだということ、ホームページとして開設をする。各学校も全部ホームページをつくって開設をして、各学校間でのネットワークづくり、図書館ともネットワークづくりをして、南伊豆町全体では資料がどこかに行けばあるんだというふうな、そういったネットワークづくりにも私たちは力を入れていかなければならないと。それと同時に、先ほど言いましたように、図書費の充実、各学校における図書費の充実もぜひ図っていきたいと考えております。

司書につきましては今県で、12学級以上の学校には司書を1人配置することになっておりますが、残念ながら12学級の学校はありませんので、教員の中に司書免許を取っていただいたりしながら、図書館の読書指導がしっかり子供たちにできるように努力はしておりますけれども、小規模ゆえにその辺の人材の確保ができないという悩みは持っております。何とかその辺を克服していかなければならないというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 非常に重要な問題であります。積極的に受けとめていただいて、非常に貴重な意見ありましたけれども、私、司書の配置に関しては、本当にやはり12学級以上というその規模、そのものの基準がやはり過疎地や地域の実態があるので。しかし、総合すれば、全部の町の中の学校、学級数で見れば、それ以上あるわけ。そういう点、県に対する申請も含めた対応、もちろんこれは町が頼んでその重要性を認識すれば、町内の学校を回るというそういうことも可能性としてはなくはないという面はありますけれども、その認識は受けとめていただいてありがたく思います。

同時に、学校の図書、学校が広い範囲にわたっているということと、中央図書館との関係をするということが、私は非常に重要だというふうに思うんです。それで、これは、その点で、図書館の蔵書が今コンピューターに入っているんだが、同時にそれを学校とリンクをして、今、図書館司書は小学校、中学校と学校図書館を回って配本所として活躍しているんだが、学校図書の関係をぜひして、一般的な基本図書はそれぞれの学校にあっても、同時にいわゆる値が張るもの、そういう図書については町全体で共有する。そういうこともある意味では、学校図書費の有効な活用にもなるのではないかというふうに思いますが、この学校図書館との関係、リンクという点で言うと、町長やはり職員に提案をしたプロジェクトチームの中で、ITの問題が報告をされましたね。

ここの中で、やはり情報公開の一端としてこの活用が言われているんでありますが、ぜひ教育問題、その図書館と学校図書の関連でもぜひこれは早急に取り組みを進めていただきたい、いったらいいのではないかというすばらしい提案が出ていますけれども、この点について町長の考えを聞かせてください。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 私、来年度の年頭のあいさつの中で考えておるわけなんですけれども、環境とIT、情報、そして町おこしということで、すばらしい提言をいただいたわけなんです。そして、来年度からそれを各職員に、メンバーをふやすということと、そして何かIT関係について、そして情報化社会における役場の役割とか、そして環境と町おこしについて、そして新たに地域社会におけるごみのあり方ということで、来年度はそういうのを勉強会の中へ入れていただきながら町職員の意識改革の一端になればとそう考えていますので、今、横嶋議員が言ったようなことも当然含まれてくるのではないかな、そう考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 最後にしませけれども、しかしながら、これはプロジェクトの提案というのは各課から自主的に、自発的にまたがって出てきているわけです。先ほどのようなごみの問題にしても、これが一緒の業務の中で、これからどうやられるか、そのシステムです。これをきちんとやっていただきたいと。そうでないと、机上の空論はしないとみずから言われたのでいいんですが、実際の日常業務の中でこれをどう政策、具体化していくか。この点を、ぜひ環境問題にしても、今の図書館を含めたネットワークにしても、それに対する具体的な裏づけ、財政の裏づけをしていただきたいというふうに思います。

時間ですので、最後の問題は残しますが、これで私の質問を終わります。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

これより昼食のため、13時まで休憩をいたします。

（午前11時45分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 梅 本 和 熙 君

○議長（大野良司君） 4番議員、梅本和熙君の質問を許可します。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 質問に先立ちまして、一言申し上げます。

今回の私の一般質問は、過去に同様の内容をもって一度質問をしているものです。もう既に十分に検討をされていることとは思いますが、再度確認を含めて質問をいたします。

まず申し上げますと、昨年9月の定例議会で、ごみ処理について、ゼロエミッションの題で質問をいたしました。このとき私は、ごみを焼却処分することによるダイオキシンの発生が、人間や環境に対して悪影響を及ぼすことから脱焼却、ごみを燃やさない、リサイクル社会、循環型社会を目指すべきである。ゼロエミッションの社会を構築すべきであると申し上げましたが、町長はごみを焼却するとの考えで最終処分場を建設すると申されました。このことを前提にして、本日の南伊豆町過疎地域自立促進計画と一般廃棄物最終処分場の建設の件を質問いたします。

次に、昨年12月の定例議会で、老人福祉センターの建設についての題で質問をいたしました。このとき、老人福祉センターの建設は、将来は前向きに考えるとの答弁がありました。今回、南伊豆町過疎地域自立促進計画が策定され、老人福祉センターの建設計画も立案されています。この件も含めて、具体的にお聞きしたいと思います。

最後の質問は、地方分権の推進と市町村合併の推進についてであります。この質問は本年3月の定例議会で、地方分権と合併の題で質問いたしました。このときの町長の答弁は、市町村合併を身近なものとして認識していませんとの内容でした。このことにつき、再度町長の認識をお聞きしたいと思います。

前置きは以上といたしまして、本日の質問に入りたいと思います。

それでは、通告に従いまして、南伊豆町過疎地域自立促進計画と一般廃棄物最終処分場の建設の件について質問をいたします。

一般廃棄物最終処分場の建設については、岩田町政になってからも、既に私を含めて何人もの議員が質問をしております。事ほどさように南伊豆町町政における重要な問題であり、町長自身も昨年12月の定例町議会の行政報告で、南伊豆町の最重要課題であると申されております。この最重要課題である一般廃棄物最終処分場の建設について、その計画の進捗状況をご報告願いたい。

本年9月6日の南伊豆町過疎地域自立促進計画案の説明のための全員協議会において、私の質問に対し町長は、平成13年度中には一般廃棄物最終処分場の建設用地を決定すると申されましたが、この点につきまして再度確認のための質問をいたします。

平成13年度中に、一般廃棄物最終処分場の建設用地を決定することは、変更のないことであるかどうか質問いたします。

また、南伊豆町過疎地域活性化計画では、一般廃棄物最終処分場の建設のための概算事業費は6億円でありましたが、今般の南伊豆町過疎地域自立促進計画では概算事業費が13億5,000万と、2倍の事業費になっております。確かに、南伊豆町過疎地域活性化計画は平成7年当時の計画であり、5年を経過した平成12年度の南伊豆町過疎地域自立促進計画では事業費が割り増しになるであろうことは経済価値のインフレ等から考えられますが、2倍以上になるというのは単なる経済価値のインフレだけではなく事業内容に変更があったのではないかと考えられますが、この点につきご説明をお願い申し上げます。

次に、お尋ねいたしますが、南伊豆町過疎地域自立促進計画によりますと、平成13年度から平成16年度を、一般廃棄物最終処分場の建設計画期間としています。一方、現在の青野地区にある一般廃棄物最終処分場の契約期限は、平成14年度と聞いております。この時間的な

ずれ、つまり南伊豆町過疎地域自立促進計画による最終処分場の完成予定年度の平成16年度までの2年間は、南伊豆町は最終処分場が計画ではなくなったこととなります。ないこととなります。このことに対し、南伊豆町過疎地域自立促進計画を作成するに当たり、どのような検討や対応をしたのかをお聞かせ願いたい。

青野地区にある最終処分場の許容量は、平成16年度ぐらいまでの使用が可能であるように聞いていますが、青野地区が契約の更新を拒否した場合、焼却灰の処分をどのようにするつもりなのかをお聞かせ願いたい。

一般廃棄物最終処分場の建設は、前町長の時代の平成7年から取り組み、既に5年が経過しているわけです。町長就任当時、既に建設用地で問題があり、町長は菊池町長時代に計画した加納地区は断念したと、昨年9月の定例町議会の私の一般質問に対して答弁しています。本年2月16日に、清掃審議会が開催されていますが、当局からは一般廃棄物最終処分場の建設については一切話がありませんでした。また、来年2月22日に、清掃審議会が開催される予定だと聞いておりますが、この内容も分別収集のことが中心だそうです。

町長就任以来、2年を経過しようとしています。ごみ問題は南伊豆町の最重要課題であると認識されている割には、問題解決の糸口さえ見つけていないような気がしてなりません。本議会において、その内容を、進捗状況を明確に答弁、説明して、住民が安心できる行政の推進をするのが、町長の常に標榜されている、原点に戻る南伊豆町ではないでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

南伊豆町過疎地域自立促進計画の中で、一般廃棄物最終処分場の建設は最優先課題と位置づけておることは事実でございます。

現在、青野最終処分場への年間埋め立て量は、焼却残渣として約660立方であります。この量から推計しますと、耐用年数15年で約1万立方の処分量となり、最終処分場は最低でもこのような1万立方の15年を目安とした場合は、このような大きな処分場が必要になるのではないかと、そう考えております。

平成13年12月より実施する予定であります透明袋の使用と分別収集にも、焼却ごみの減量化、また可燃ごみ等のリサイクル化の徹底などにより、最終処分量の減量に期待するものであります。

建設に当たりましては、今後、処分量と処理方式によっては建設費と用地確保に大きな影

響が出ます。来年1月22日予定の清掃対策審議会に、処分方法案を提出する予定であります。また、議会の皆様方にご協力を得ながら、過疎計画を進めるべく十分検討を進めていきたいと、そう考えています。

また、場所についてでございますけれども、実際に1カ所当たっているわけですが、まだ最終処分場の方法が審議会に答申してそれからということになりますもので、住民の合意がない以上ちょっと場所については発表するわけにはいかないというより、そこまで、方法が決まり次第、また地区に持ち帰って慎重に進めていきたいなど、そう考えております。それで、事業内容については、変更については、企画……、そして平成14年度から最終処分場、一応青野ということになっております。そして計画によりますと、平成13年から16年度ということで、2年のブランクということになっておりますけれども、なかなかごみ問題というのは出してもすぐ解決できないなかなか難しい問題でありますもので、場合によっては青野の方へと改めてお願いに行く可能性は十分あるのではないかな。それが、もしできない場合でしたら、また新たな方法を探さなければいけないのではないかな。

いずれにしても、最終処分場については、この1月22日の処理方法、そして減量化、そういうのを検討しながら進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） まず進捗状況の説明、今あったのかなと。そして、青野の最終処分場の契約の問題に関しても、まだ何も青野地区には話をされていないような状況だというようなご報告だと思いますけれども、平成14年度というのはもう、ある意味では目の前にある時間ではないかなと、このように考えるわけですが、もう少し積極的に青野地区とも話し合いもされたらどうかと。そして、青野地区に、非常に迷惑施設でしょうし、青野地区としてもどのように対応するのか非常にわからない問題ですが、これを積極的に対応していかなければ、間に合わなかったでは済まされない。焼却灰の捨て場がなくなったということでは済まされないのではないかと、このように考えるわけです。

それと、今処理方法ということ、最終処分場の処理方法、処分方法ですかね、ということをおっしゃいましたが、これはどのようなことなんですか。ちょっと、もう少しお聞かせ願いたいです。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 処理方法については、清掃課長の方から。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 最終処分場については、結局水を出さない方法とか、いろいろシステムがあるわけですが、そういうシステムのことを皆さんに説明いたしたいということです。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 今、清掃課長が処理方法ということをおっしゃいましたが、このことに関して庁内で具体的に検討されているんですか。それも進捗状況の中の問題で、ただ水を出さないとか、何て言いました、もう一つ。水を出さない方法と、どういうふうな言い方をしたか。その程度の検討しかされていないということですか、今の段階で。庁内で。

○清掃課長（佐藤 博君） これから私調べて……。

○4番（梅本和熙君） まだ何もしていないということですね。

○清掃課長（佐藤 博君） そうです。

来年度になりましたら、システムを調べまして、清掃審議会の方へとおかけしたいというふうを考えております。

○4番（梅本和熙君） 今から、では、それが始まるということですね。

○清掃課長（佐藤 博君） はい。

○4番（梅本和熙君） わかりました。それはそれで結構です。

ただ、今の清掃課長の報告だと、促進計画の中で、13年度中に用地を取得して14年度から、今、町長が言いました14年度から建設計画に入ると、こういうことを言われても、非常に時間的に間に合うのかどうか、これ非常に心配なわけですが、これは清掃課長ですか、答弁は。執行部の方の問題だと思うんですが、どうでしょう。

○議長（大野良司君） 収入役。

○収入役（稲葉勝男君） お答えいたします。

確かに、梅本議員がおっしゃるように、今時間的に何も庁内でやっていないのというご指摘ありましたけれども、清掃課長が言ったのは庁内という意味がちょっとわからなかったのではないかなと思いますけれども、実際には庁内というか、一応執行部としては先ほどの処理方法につきましてクローズド方式だとか、はっきり言いますと。

それで、住民のコンセンサスを得られないというのは、要するに処理した水が幾ら処理されても、出てきて川に流れるということを物すごく住民の方が懸念していると思うんです。

それが今、いろいろな処理方法の中では、こういう水処理をしないでビルみたいなのをつくって、その中へ押し込めると。それで随時乾燥、若干ぬれてはいますがそれでも乾燥した部分を今度またほかのところに持っていか、いろいろそういう方法があるものですから、雨にもぬらさないというような。

そういう方法で検討しまして、この来月の22日の清掃対策審議会にお諮りして、皆さんにどの処理方法をしていいのではないかということをお諮りするというのは、その中に3つほどあるんですよ、処理方式が。それをお示しして、それで決定まではいかないでしょうけれども、その中でどれがいいかということになりますと、方法によって先ほど言いましたように大分金額が変わってくるものですから、この辺でこの過疎計画に掲げてあるのも物価の上昇だとかそういうことも見ながら、それと処理方式が単なる簡単な埋め立てと、それから今言ったようなものとは大分差があるものですから、この辺のことでこの13億5,000万というもの、そういう中で一応過疎計画の中では計上してあるということ。

ですが、これが処分量によっては大分変わってくるものですから、そこは先ほどの町長からも申し上げたように、分別収集だとかそういうものでごみの減量化図れば、最終処分場の埋め立て量も大分減ってくるもので、そうすれば規模も小さくなる。

そういうメリットもありますし、土地についても今言った水を出さなくて済む方法、それからにおいも出ませんということになれば、極端な話が民家から近いところでも可能だということがあるものですから、その辺で実際土地の前提にもいろいろ考えているところがあります。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） まず土地の選定の件ですけれども、これ収入役にお聞きします。13年度中に決定できるのか、まず1点。これは、場所は結構です。決定できるかという問題。

それと、先ほど収入役が処理方法、いろいろな方法が3つあるとこういうふうに申されましたけれども、岩田町長になられてから開かれた行政、そして今回また分別収集に関しては来年度から1年間かけるのか、これは知らないですけれども、分別収集、いろいろこういうふうに8品目に分けて分別収集しますよと。皆さん住民のコンセンサスを得て、始めるわけですよね。ということは、清掃審議会が終わってから、今の最終処分場の処理方法に関するコンセンサスを得ていこうという考え方なんですか。

○議長（大野良司君） 収入役。

○収入役（稲葉勝男君） 処理方式、議員のおっしゃるとおり、清掃対策審議会の中の皆さん

が、どうしても埋め立て処分場、要するに浸出水が出るような形のものでやった方がいいということであれば、またこれは時間的に若干の差が出てくると思うんですよ。これで皆さんがクローズド方式、要するににおいも出ない、先ほどから言っているような浸出水も出ないという方式にしたらということに仮になった場合は、これはまた用地の選定でまた時間がある程度、短時間で済むのではないかなというふうには考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 13年度中に、まず用地の選定ができるという執行部のいわゆる考え方があるわけですね。それはこれでいいです、その13年度中には。このまま町長から間違いないという話があったし、それはそれでいいとして、ただ問題は、先ほどから私言っているのは、開かれた行政ということ、そして原点に返る南伊豆町という標榜の中で、例えばこの最終処分場というのは非常に問題が多い。加納地区につくる言ったときも、非常に住民からのいわゆる迷惑施設であると、困るという、そういう意見が出てきている。

そういう中で例えば、来年1月の先ほど言った22日でしたか、清掃審議会があって、清掃審議員に説明して、3つの方法の、今言ったクローズド方式ですか、においが出ない。いろいろ水も出ないか何か知らないですけども、そういう方法で、では決定しますと審議会で決まったら、では町民にはそれでいきますよと言って、ただそれで終わりなんですかということなんですよ。ただ、町民の、いわゆる住民のコンセンサスを得ないまま、それをやるのかどうかと。本当は分別収集と同じで、やはり最終処分場をつくるのにはこうこうこうですよという説明が、もっと早くあってしかるべきではないかと。場所よりも、そういうやり方に関しては説明ができるはずですよ。その点どうですか。

○議長（大野良司君） 収入役。

○収入役（稲葉勝男君） 私が申し上げた中で、執行部として一番、実際に3つの方法があると言いましたけれども、それは清掃対策審議会の中にもお諮りするということなんですけども、その中で一番私たちがいいというのはやはりクローズド方式です、正直言いまして。

これですと、先ほどから言っているように、周辺の住民にも迷惑がかからない。だからといって、ではどこでもいいかということではないんですけども、それで皆さんにお諮りすればこれは納得が得られるのではないかという自信はあります。

その用地につきましてどこということは今申し上げられませんが、それで説明させていただきたいと思っています。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 一応建設計画に関してはそれでわかりました。

それで、先ほどの時間的なずれ、約2年間ですよ。2年間ほどの時間的にはずれが出ると。この時間的なずれに対して、青野地区にお願いするとか、それともほかの方法で焼却灰を処理するのか、この辺も明確にもう少し答えていただかないと、町民としては非常に不安であるということです。その辺を収入役ですか、答弁お願いいたします。

○議長（大野良司君） 収入役。

○収入役（稲葉勝男君） その件につきましては、確かに14年の12月までですか。当局で考えておりますのは、確かに青野の方にまだ一切打診はしてありません。といいますのは、一応青野の方との約束が、平成14年までということをお願いした時点では、もう14年で最後ですよというその時点では、もうそういうことで青野の皆さんのご了解も得ていますし、これは今この段階でまたお願いしますということは、私たちとしても持っていくことができるような状態に、今のところ気持ちになっていません。

それで、その間の2年間のブランクがあった場合は、ほかの処理方法というのは他町村に頼むとか、業者をお願いして下田みたいな形でその間をしのぐとかいう方法もありますし、そこらは今ははっきりこうしますということではないんですけれども、いずれにしても青野の皆さんにコンセンサスというかお願いをすることは、もう少し時間がたって私たちの方でどういうふうにしたらいいのか、その辺を検討してからしたいということは今の正直な気持ちであります。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） わかりました。本来ごみは町内で処理するものが一番でしょうけれども、他市町村へ頼むとか、よそへ搬出する、下田市がやっているようによそへ搬出するというのも非常に不安定な形で、ぜひこれ大きな問題ですから、青野地区とも話し合いも遠慮しないで、もっと早く始めていく。そして、青野地区に理解をしてもらう努力を町の方でしなければいけないのではないかなと思ひまして、そういうことでこの質問は終わりたいと思います。

次に、引き続きまして通告どおり、南伊豆町過疎地域自立促進計画と老人福祉センターの建設の件を質問いたします。

初めに申しましたように、この質問は昨年12月の定例議会において質問をいたしました。質問から1年を経過して、南伊豆町過疎地域活性化計画が終了し、新たに平成12年度から平

成16年度における南伊豆町の基本的事業計画を作成した南伊豆町過疎地域自立促進計画が町長より提案され、本年9月の定例議会では一度否決しましたが、いろいろの事情をもとに臨時会を開催して議会在可決したものであります。

この南伊豆町過疎地域自立促進計画によりますと、保健福祉センター建設事業調査費が平成14年度に300万円、平成15年度に保健福祉センター建設事業用地2,000平米の取得費として4,000万円、保健福祉センター建設事業設計委託建設工事費として4億円を計上しています。

南伊豆町過疎地域活性化計画においては、平成8年度の事業計画として、保健福祉センター建設事業が記載されています。施設の規模は1,820平米で、概算事業費を5億6,700万円と見込んだ計画であります。財政運営の状況等から、南伊豆町過疎地域活性化計画の事業としては、次の年となっております。このようなことをまず前提として、以下お話をしたいと思います。

まず、お聞きしたいのは、町長がよく箱物をつくらないと申しますが、そのことは置きまして、たしか先月27日の三浜地区の地区懇談会で、必要な箱物をつくらなければならないと申されました。私も昨年12月の定例議会で、本件に関連した質問のとき、十分に意味があり、必要性のある箱物、施設は、至急つくるべきであると述べました。まさに町長の考えと一致しております。

そこでお聞きしますが、町長の考えている必要な箱物とは、どのような施設や箱物を指すのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、南伊豆町でつくらなければならない必要な箱物について、その優先順位をどのように考えているかをお聞かせ願いたい。

さらに、保健福祉センターが必要な箱物と考えるなら、その優先順位において、保健福祉センターはどのような位置づけかお聞かせ願いたい。

次に、保健福祉センター建設事業調査の開始を、なぜ平成14年にしたのかお聞きしたい。高齢化社会は既に到来し、介護を必要とする老人の福祉のための施設である特別養護老人ホームなどの園が、本年4月に開設しました。また、本年4月開設を目標にした老人保健施設の建設が今進められています。このように、老人福祉施設が充実する中で、介護を必要としない元気な老人の疾病予防対策や健康づくり、そして生涯学習の拠点となる施設が保健福祉センターです。十分に意味があり必要のある箱物施設であると考えます。

以下申し述べますことは、昨年12月の定例議会で話したことですが、再度話させていただきます。

南伊豆町の老人クラブの数は29であり、加入対象者、つまり高齢者は3,230人ですと話しましたが、現在は老人クラブの数は27であり、高齢者は3,332人だそうです。また、会員数は1,636人、加入率は50.7%ですと話しましたが、現在の会員数は1,511人だそうです。加入率は45.3%です。現在における高齢化率は実に31.6%であり、平成7年度の国勢調査時の28.9%から2.7ポイントも高齢化率が上昇しています。

確かに、平成7年の国勢調査時の人口が1万725人であり、現在の人口が1万487人であり、人口は238人減少していますが、高齢人口は平成7年の国勢調査時よりも——調査時3,100人であり現在の高齢人口は3,332人と、実に232人も増加しています。まだまだ高齢人口は増加をしたいと思います。

話は変わりますが、現在南伊豆町の元気老人率は95.42%であり、静岡県内で74市町村中39番目であり、下田市、賀茂郡内では5番目に低い数字です。

ちなみに、県内一番の東伊豆町の元気老人率は98.14%です。南伊豆町とは実に2.72ポイントの差があります。南伊豆町の元気老人率が2.72ポイントアップすると計算すると、計算上約87人の元気な老人がふえる計算になります。

寝たきり老人43人、痴呆性老人19人、虚弱老人86人、要介護老人148人、合計298人の老人から87人が減少するわけです。と述べましたが、現在南伊豆町で把握している人数は寝たきり老人33人、痴呆性老人10人、虚弱老人45人、要介護老人260人だそうです。要介護老人260人は、要介護認定者数だと聞いていますので、さらに実際はふえるのではないかと考えられます。

元気な、介護を必要としない96%の老人が、前の緑飲トークで知事が言ったことですが、新GNP——つまり元気で長生きしてぼっくりいく、状態を保つためにも、保健福祉センターの建設が必要なものと思います。

以上の数字的なものには、多少誤差はあるかもしれませんが、要介護老人がふえることは南伊豆町の老人医療費をふやし、また介護保険の運営に支障を来す事態となることは予想されます。要介護老人が、老人福祉施設や、老人健康施設に入所した場合に必要な介護費用の支出は、1人1カ月約30万円ほどになるのではないかと思います。現在の高齢人口は3,332人、これから1%の老人が元気な老人となれば、単純に計算して月に約1,000万程度の介護保険費等は節減できるわけですので。元気な老人をふやし、元気な老人率を上げて、高齢者に積極的に社会参加をしてもらうことは、21世紀高齢社会において重要な政治的課題ではないでしょうか。

賀茂郡の中で、保健福祉センターがない町村は、南伊豆町を除いては賀茂村だけだそうです。

す。この点即時決断をして、来年度に調査費を計上すべきであると考えますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

さらに、事業計画が、南伊豆町過疎地域活性化計画と南伊豆町過疎地域自立促進計画では、概算予算ではありますが1億2,400万円ほど減額をしていますが、事業内容にどのような検討が加えられて、どのような変更がなされたのかお聞かせ願いたい。

最後に、南伊豆町過疎地域自立促進計画どおりに事業遂行するとのお考えであるならば、それまでの代替措置として、観光課が使用していた建物を仮の保健福祉センターとして使用したらと考えますが、この点いかがでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

箱物についての見解なんですけれども、私もこの福祉センターとかそういうものについて箱物という——実際箱物をつくらないということは言っているんですけれども、例えば観光の施設については箱物をつくりたくないというのが私の方針であります。ということは、観光によって箱物というと、例えば同じ施設を、例えば道路事情のいいところにつくられた場合だとか、それによってかなり変わるのではないかな、そういう場合、観光立町という町民の大きな要望がありまして、そういう観光立町の中の箱物はできるだけつくりたくないというのが私の考えで、この老人福祉センターについて、その辺ちょっと説明不足ということは否認できませんけれども、その辺はご了解いただきたいのと、そう考えております。まず最初にそれのお断りをしておきます。

そして、健康は町民の願いであると同時に、健康づくりは行政の使命でもあります。そして健康の保持、増進の拠点となる保健福祉センター建設については、地区懇談会等でも数多くの要望が出ております。また、県下74市町村中で未整備は6市町村、郡下では下田市、賀茂村、南伊豆町となっております。平均寿命が延び、高齢化の進行、介護保険の導入等、高齢者を取り巻く環境も非常に厳しい状況の中で、健康づくり、医療費、ひとり暮らしの将来的不安等、切実な問題となっております。

本町における医療費は、平成11年度決算で、老人保健が13億円、国民健康保険が9億円の支出となっており、センター建設により健康の維持、増進、疾病や老化による心身機能の低下予防、自立の支援や医療費の抑制効果は期待できますが、町域が広範囲で集落が点在しているデメリットもあります。建設については、逼迫の町財政事情を踏まえた中で、現在実施

中の継続事業の完成と、町民に身近な生活関連事業、上水道、ごみ、下水道等を優先し、保健福祉センターの建設は過疎債を有効に活用し、平成14年度に調査し、15年度に用地買収、16年度で建設工事の計画となっておりますが、年次移動予算の、次年度の予算で庁舎建設と複合施設、関連施設等の計画策定を予定し、必要不可欠の施設については前向きに対処する所存であります。

この間町民の皆様には大変不便をかけますが、中央公民館、武道館等の利用でご理解をお願いしたいと思います。期間についてでございますけれども、三浜小学校とか、またダイオキシン関係の8億何千万という緊急な予算も入っていますもので、できましたならばこの計画どおり、14年度からということでご了解願えればと考えております。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（土屋忠儀君） 先ほどの答弁の補足でございますが、貴重な質問をしていただきまして本当にありがとうございます。この保健福祉センターにつきまして、一番当初、共立湊病院を考えておりました。この過疎計画の中ですと、一応既設の施設ですか、その有効利用とか、それから効率的利用を考えまして、ある場所を一応検討しております。

それから、先ほど大変申しわけないんですけれども、元観光課の利用、担当課といたしましては大変ありがたいご意見なんですけれども、本来ですと本当に場所が確保できまして、保健婦を常駐させて、そして町民の介護とか健康相談、教育、これができることが理想なんです。でも、総務あたりにいろいろ要望もいたしましたけれども、やはり庁舎が手狭でもって場所もないと、その場所も大変苦慮しております。

そのような中で、担当課といたしましては、とにかくいろいろ財政面とか、それから諸計画がございますけれども、できるだけ早い建築を今後も要望してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 代替施設としての元観光課の使用というのは、これできないというような今、課長からの話がありました。これはこれでいいとして、町長の先ほどの答弁の中にあつたように、どちらにしても高齢化社会を迎えるに当たって、非常に重要な問題であると。そして、いろいろの事業があるから、やはり自立促進計画、この計画どおりに進めたいという町長のお話がありました。それで結構だと思いますので、ぜひこの点ローリングとかいうことがないように、14年度にはぜひ用地を取得して、建設計画にかかっていたと、こうい

うことで答弁と考えてよろしいですか。

では、そういうことで、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後になりましたが、通告どおり、地方分権の推進と市町村合併の推進について質問いたします。

まず初めに、地方分権の推進と市町村合併の推進は、表裏一体のものであると認識していることを断っておきます。であるから、地方分権の推進と市町村合併の推進が、表裏一体のものであるという前提のもとにこの質問をいたします。

地方分権と市町村合併の問題は、本年3月の定例議会で一般質問をしましたが、そのときの町長の答弁は、私は町長になったばかりで正直言って町村合併ということをそれほど身近に認識をしておりませんとのことでした。

先ほど私は、市町村合併と地方分権は表裏一体のものであると言いました。確かに町長は、町長選挙のときにたしか地方分権の推進を公約にされていたと思いますが、町長になられ、公約の地方分権の推進はどの程度できたのかをお聞かせ願いたい。

また、町長にとって、地方分権の推進と市町村合併の推進は、市町村合併はそれほど身近に認識しておりませんとの3月定例議会の答弁から考えると、表裏一体のものと考えられていないように思いますが、この点どのように認識されていますか。

また、地方分権の推進が地方自治体にとり、どのようにメリットがあることとお考えなのかお聞かせを願いたい。

話は変わりますが、私たち議員は、本年10月19日、「賀茂地区の市町村合併を勉強する議員の会」を設立したことはご承知のことと思います。下田市、賀茂郡の市町村議員104名中、実に61名、全議員58%の参加を得ました。ちなみに当日の出席者は54名でした。

このように市町村合併に対して、下田市、賀茂郡の市町村議員の関心は非常に高いわけです。しかしながら、賀茂地区の市町村合併を勉強する議員の会は、即市町村合併を推進しようというのではなく、市町村合併をすることによるメリット、デメリットを研究し勉強することがまず目的であります。

また、国の要請により静岡県も本年11月29日、静岡県市町村合併推進要綱を発表いたしました。ご承知のように、少子高齢化や地方自治体の厳しい財政状況の中で、行政サービスの水準維持や一層の高度化のために合併することを、国や県が支援することを目的としたものです。

また、静岡県市町村合併推進要綱の22ページに、合併パターンのイとして、合併等について検討、研究を行っている圏域として、関係市町村は下田市、賀茂郡の7市町村、検討組織

の名称として「賀茂地区市町村合併を勉強する議員の会」と記載されています。

そこで質問をいたしますが、本年11月27日の、また三浜地区の懇談会のお話でございますが、町長は市町村合併を推進しなければならないと発言されました。このことについてお聞きいたします。

どのような方法で市町村合併を推進されるのか、まずお聞きしたい。

また、合併するとすれば、町長はどの程度の範囲、地域、人口が理想的と考えているのかをお聞きしたい。その時期についてもどのようにお考えかをお聞かせ願いたい。

当然ご承知のように、合併特例法の期限は、平成17年3月31日です。統計上効率的な行政を推進するための最低限の人口は、10万人とよく言われています。また、平成の合併における行政区域の目安は、自家用車で1日で行動できる範囲と言われます。町長の考えをお聞きしたいと思います。

これから話すことは、本年3月の定例議会で話した話と重複いたしますが、市町村合併の歴史的な話であり、過去に学ぶという意味では重要なことでありますから、あえてお話をさせていただきます。

明治維新により、日本が近代国家として目覚め、対外政策として富国強兵を叫び、その実現のために中央集権国家の整備が行われました。明治の市町村合併は、中央集権国家の整備の一環として、明治22年に近代国家の地方制度の整備を目的にしたものでした。江戸時代にあった7万有余の村を、明治の大合併により市制、町村制を施行して、1万5,859市町村に統合したそうです。この当初の市町村の範囲、規模は、人が徒歩で1日に移動、行動できる範囲を目安にしたそうです。

その後、新憲法下のもとで、地方自治の確立を目指した昭和の大合併により、昭和28年町村合併促進法が施行され、9,868市町村が昭和31年の新市町村建設促進施行法までに4,668市町村に半減し、現在は約3,200有余の市町村となっています。この昭和の大合併の市町村の範囲、規模は、人が自転車で1日に移動、行動できる範囲を目安にしたそうです。

ご承知のことと思いますが、平成の大合併は、全国の3,200有余の市町村を1,000市町村とするのが構想だそうです。昭和40年、法律第6号として成立した市町村の合併の特例に関する法律、合併特例法は、平成7年に住民発議制度による合併協議会設置の請求等を加え、さらに平成11年法律第87号として財政措置の拡充、旧市町村単位の振興のための地域審議会等の設置等の改正を加えています。また、自治省は合併の推進のための住民投票を制度化したり、本年11月22日には合併した市町村に3年間で最大12億円の特別交付税を交付するとの、事実上合併推進のための政策を発表しています。

最後になりますが、過疎化による人口減少の中で、地域経済の活性化の問題や、少子高齢化社会の到来による新たな福祉施策の問題、自然環境の保護の必要等によるごみの問題、水質の浄化問題等、行政ニーズは多様化、高度化してきております。南伊豆町のような財政力のない市町村は、これから起こるであろう行政ニーズに対し、十分な対応ができないのは一目瞭然です。しかしながら、どのようにすれば多少でも町民の行政ニーズにこたえることができるのか。経済の活性化により南伊豆町が、不交付団体になるような努力を官民一体となって進めるための政策の立案を、行政当局は考え議論すべきである。また、同時進行で市町村合併を視野に入れた議論をする時期に来ているのではないのでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 町村合併の必要性について、私も重々認識しております。

ということは私は、原点に戻る南伊豆町ということで、立候補した中において、日本国が、要するに財政的に成り立たないと。そのためには当然に方向転換しなければいけないよ。その中に当然合併とか経済の効率化、行政の効率化というのは、具体的にそこまで深くは正直言って考えてはおりませんけれども、町長立候補の当時はそういうことで、当然に方向転換をしなければこれからの行政は成り立たないということで、ある面では原点という言葉を使わせていただきました。

ですからその流れの中において私も、地区懇談会の中に梅本議員の言った19日のことも発表しておりますし、開かれた行政ということで私は町長個人としては賛成ですから、そういう懇談会の中においても、経過報告はちゃんとしております。

そして、私も、どのような方法、いつかということをお願いしておりますけれども、たまたま松崎町の町長の答弁にもありますけれども、市町村合併は住民の意思が盛り上がれば対応するが、今は合併協議会等をつくる考えはないということで、桜井町長も言っております。ということは、なかなか他市町村と、まだすぐ話し合いできる状況ではないのではないかな。例えば石井市長もこの7月に市長就任、そしてそういう中において、流れとしてはすぐわかりますけれども、桜井町長の意見もありますし、首長の間ではまだそこまでの討議はしてありません。そして議員の方々が19日にやったわけですが、私も県庁の方の大多和さんのところへ18日に勉強に行ってきました、町村合併とはどういうものかということの、概要ですけれども1時間半ぐらい説明受けてきたわけです。

そういう中で、まちづくりとは別に、例えば公共投資にしても必要なものについては、そ

れとは別に考えた方がいいよと。そして市町村合併は市町村合併、そして住民サイドの中で必要なものについては、市町村合併とは別に考えるべきだよということを指導を受けて、市町村合併については私は皆様の、住民の賛同が得られるならば進めなければいけないのではないかな。

そして、時間についてですけれども、ざっくりばらんな話をしますと、当然に、市町村合併協議会をつくらなければいけないだろうし、そういう中で他の首長とのまだ勉強会を開いておりませんから、その時期については申しわけないけれども今答弁するわけにいかないのではないかな、そう考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 町長、先ほど三浜地区の地区懇談会で推進すると言われたんですよ。推進するという意味が、町長が言われた意味が、どういう方法で推進をするつもりなのか。例えば首長提案による合併協議会を設置していくという意思なのか、それとも住民の盛り上がりを待つ、住民が盛り上がるように自分からそういう発言をしていくというそういう意味なのか、その辺のところを踏まえて物を言っていたかかないと、町長が個人として発言しました、合併を推進します、それは個人の意見です。これは通らないと思います。

南伊豆町のリーダーとして、合併を推進すると言った以上は、もうこれは非常に重要な発言であると受けとめていただかなければ、たださきにやった河津町長の桜井町長の、例えば合併協議会を設置するのはまだ早いとか、例えば松崎町長の発言がそうであるとか、そういう話を聞いたかったわけではないんですよ。そういう発言があっても私は、首長会でそういうことをほかの町村に訴えていく。どうしても合併は必要なんだと。やらなければいけないんだと。町長は今、町長選挙に立ったときに、そのように考えた。そして今もそう思っていると。それであるならそれぐらいの決意を示していただかないと、言った言葉が、何だ町長の言葉としては非常に軽いのではないかと。今後言われる言葉も、そのように受け取らざるを得ないのではないかと、町長の言葉を。このように感じるわけですから、どうですか町長、その辺。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 私、町村合併についてはこれからも前向きに、そして今指摘されましたように、各首長の中においてやるべきではないかという持論は発表いたします。

そして、地方分権については、総務課長の方よりまた説明させます。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 総務課長の答弁は結構です。これはあくまでも、町長との間の、地方分権について町長がどのように考えられるかということであり、そしてまた合併の範囲とか自治ということに関しましては、一応私が質問した中にも大分出ていますから、それはそれで町長の方、どのように考えているか。

例えば、範囲に関しては町長、例えば下田と南伊豆町と考えているのか、それとも賀茂郡全体で考えているのか、こういうことも含めて本当はお答えをいただきたい。例えば推進するということであるなら、町長にはそれなり見識があり、考えがあり、物を言われているのではないかと。それも地区懇談会で町長言っているんですよ。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 私、太多和さんの話によりますと、下田市と南伊豆が合併した場合、年間3億円だと。それで郡については56億円ということは聞いております。

そして、合併の時期ということになると、平等ということ考えた場合に、これは伊豆縦貫自動車道ができたときが一つのきっかけになるのではないかなという考えは——ですから前向きに検討はしますけれども、前向きに進みますけれども、僕は一括の郡の方を一つにとという考えです、そういう面については。

ですから、あの案によると2町ですけれども、私は56億に対してメリットがあるのではないかな。そうなった場合に、きっかけというのが必要になる。そういう場合、これはあくまでも、もう知らんと言っては怒られますけれども、その一つのきっかけが伊豆縦貫道の完成とか、そういうことによって郡が一つになるのか。その前をやるとなれば、2つということは考えられますけれども、希望とするならば1つが一番経済的効果があるということは説明受けています。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 時期については、伊豆縦貫道ができてからというような話で、伊豆縦貫道がいつできるのか、これ私としてもわからないし、あと10年たつのか、20年たつのか、それぐらいのサイドで物事を、合併のことも考えられているのか。これはこれで結構でございます。

それで、何しろ町長が合併ということを進捗するという考えがある。時期も本来、合併の

期限が平成17年ということで国から示されていると、合併特例法の。そのための時間的な制限もあり、その中にいわゆる合併によるメリット、いわゆる財政的なメリットが与えられる、国から。合併することによってデメリットも当然検討しなければならないんですけども、メリットはある。そういうことを考えたときに、どうしてもその目標に向かって町長が、今後合併のことも考えていっていただきたい。

できれば、先ほど話がありましたように、庁内に3つのプロジェクトをつくった、職員につくらせたと、つくっていただいた、そういうプロジェクトがあるのであるなら合併に対するプロジェクトもつくっていただいて研究をしていってもらいたいなど、このように考えて私の質問はこれで終わりにします。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩をいたします。

（午後 1時57分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 2時10分）

◇ 渡 辺 嘉 郎 君

○議長（大野良司君） 8番議員、渡辺嘉郎君の質問を許可します。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） 通告に従って、一般質問をさせていただきます。

第1番目に、南伊豆町クリーンセンター完成に伴い漁業集落排水地区（中木、入間、子浦）の一括管理等の考え方についてを質問させていただきたいと思います。

まず最初に、13年度4月の完成に伴い、湊地区の一部使用開始に先駆け、当地区での説明会及び加入状況についてでございますけれども、湊地区の下水道の一部使用開始に伴い、現在の工事の進捗状況と、加入に対する町当局の説明会の状況と、住民の感触はどうであったか伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

9月定例会において、下水道条例、都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を可決していただき、来年4月1日から下水道に加入できる湊地区の一部地域の世帯 238世帯を対象

に、下水道説明会を7回、11月に実施いたしました。出席率が58%でありましたが、説明会では下水道使用料、受益者負担金、加入の仕方、水洗便所等改造資金の融資あっせんなどの説明を、下水道課職員が行ってまいりました。

住民の方から多く出た意見といたしましては、温泉浴場のオーバーフローの水の処理の仕方、宅地内の排水系統を配管替する場合の費用はどのぐらいかかるか、夏期のみ営業している民宿の負担金について、井戸水の扱いなどの質問があったと聞いております。

また、4月1日以降になりませんと、加入状況はわからないわけでありますけれども、説明会場での雰囲気としてはかなり理解をいただいたと報告を受けています。今後加入促進に一生懸命取り組んでまいり所存であります。

○議長（大野良司君） 下水道課長。

○下水道課長（勝田 悟君） それでは、工事の進捗状況につきましてお答えをいたします。

来年4月から湊地区の一部地区の供用開始ということで、地域的には湊地内の県道、それから浜口、並びに県道手石湊線通じて付近の交差点、それから処理場に至るまでの区間、管路延長にいたしまして約7,000メートルの施工区がしてございます。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） いずれにしましても、弓ヶ浜海水浴場と、青野川の環境整備が大きな目的の一つであるわけでございますけれども、下水道課、町行政も大変でございますけれども、加入率を最大限に努力をし、上げていくことに努力していただくようお願いを申し上げ、次の2点目の質問に移りたいと思います。

町の下水道の開始に伴い、漁業集落排水地区（中木、入間、子浦）の3地区を一括して町の管理下に置いて合併をする考えはないかお伺いをしたいわけですが、もちろん事業母体がそれぞれ違うわけでございますけれども、入間地区の事業開始から、昭和61年12月、14年たちますが、加入が約60数件、現在私の耳にしているところでは現在の施設を改修するのに改修費が約5,000万から7,000万くらいかかるだろうということですが、補助金が出るにしろ受益者負担もあると思うわけです。

しかし、入間と中木の漁排につきましては、三坂地区の財産区に随分ご迷惑をかけ、ご協力をしていただいて、随分助かっておるわけですが、この辺の問題も、そして子浦、そして入間、中木が14年度に全部使用開始になるわけですが、今後3地区と南伊豆のクリーンセンターが、一応事業が開始するわけです。

そういう中で、事業母体はいずれにしても、町で片方は管理をする、片方は区の方で管理

をする。そういうことで、不公平さが出てきてはまずいのではなかろうかと。いつまでも三坂財産区にも頼ってもらえないし、国も頼ってもらえないわけです、税制負担の分を。そうしますと、町の管理下において、一括管理した方が私は楽のような気がするわけです。少ないよりは大きい方がいいと思うわけです。そういう中で、一括管理ができるかなというふうに私思うわけです。町の考え方ですね。どういうふうな形で考えているのか、お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

漁業集落環境整備事業により整備された集落排水施設、中木、入間、子浦の3地区を一括して町の管理下に合併する考えについてでございますけれども、ご存じのように南伊豆町漁業集落環境整備施設設置管理条例に基づき、施設の管理については委託契約をもって無償で関係集落と管理委託を行っているところであります。

そこで、3施設の状況でありますけれども、昭和62年1月入間地区、平成8年4月子浦地区が供用開始をいたしました。さらに、平成14年4月、中木地区を供用開始に向けて施工中のところでありまして、また、入間地区では、施設整備から13年を経過いたしまして、機械設備等が老朽化してまいりました。平成13年度において、漁業集落環境整備事業で、改築、リフォームを計画しております。このような状況下において、各施設の維持等を考慮し、関係集落と協議を図りながら、前向きに検討していきたいと考えております。

まお、詳細については、農林水産課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 実際の問題、今、町長がお話しいたしましたように3集落、平成14年4月中には中木が供用開始します。そんな中、その3施設でございますが、条例に基づきまして無償において町と契約して、管理をお願いします。そんな中で入間地区もそういうぐあいでは来年5,000万円になるでしょうか、予算を計上させていただきたいと思っております。

そんな中、おのこの施設でございますけれども、管理を変更するとか、例えばざばり住民の皆様の使用料金についてこうだとか、中木も今私どもが原案を提案しているところがございます。各施設に対する提案は、まちまちでございます。まちまちというのは、なぜそういうふうになるかといいますと、単位集落の人口規模等におきまして、その施設に対して、例えば電気代がかかるとかいろいろ条件が出てきますので、おのこの使用料金が違います。

そういった中、町におきましても、例えば同じ様な事業で施工した下田市田牛地区の漁排施設、それに松崎町で雲見、石部、岩地地区が同じ様に施工していますので、そんなことも参考にしていきたいと考えています。入間は来年リフォームで改修するだけですが、そういうことに向けまして14年と言っては変ですけれども、前向きに調査しながら検討していきたいと思います。

以上であります。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） ありがとうございます。入間が14年間たって、約60数軒、そして子浦が8年にやって220軒ぐらいですか。そして今度中木が七、八十軒というふうな形で聞いております。そして入間の基本料金が約1,000円ですか。たしか1,000円ですね。1,100円ですか。そして子浦が普通の民家が1,100円で、営業をしている方が2,000円とかとあって、私ちょっと聞いておるわけですがけれども。

そういった中で、本当に区の役員さんたちが、こういうものの徴収、その他いろいろな苦情を聞きながら、やはりやっていることだと思います。そういう中で、先ほど来も梅本議員の方から出ておりましたけれども、市町村合併の問題等々もこれに絡んでくるような可能性にもなりがちではないのかなというふうに思います、今後。

そういう中でもって、一括管理を前提に、町でこれから十分に検討した中で、事業内容が違ってそういう形をとっていただきたい、と私は思い、要望しておきます。町長、よろしいですね、それ。

それでは、2点目の景気対策についてお伺いをいたします。

13年度の予算編成に当たり、景気対策の予算を組む考え方があるかについてお伺いをしたいと思います。

日本の経済が低下してから現在まで、十二、三年たったわけです。昨今の経済状態も、先行き不透明なような状況でございます。12年度も1,000万程度の倒産が、倒産件数が非常にふえている状況下の中で、我が南伊豆町も第一次産業から第三次産業まですべて景気低迷どころからどん底の状態だと私は理解をしております。

そういう中で観光業の低下、ここにも波勝で随分苦勞なされておる斎藤議員もおりますけれども、景気のいい当初は38万人から40万人あったと。今は10万人程度だということで、随分苦勞なさっていることだなというふうに思います。

しかし、私が観光の面を一つ考えてみますと、波勝と石廊崎だけでは、やはりお客が来な

と思います。そしてこの桜まつりも、時期的にもわずか1カ月の間です。しかし、ほかに目玉があるのかなというふうなことを考える中で、町当局ももちろんでございますけれども、我々議員もそれなりの認識を持って、観光の目玉になる、やはり、売り出していくのに何が必要かなということを、もっと真剣に考えなければいけないと思います。

そして商工業の低迷、農業、漁業までへの影響、こういう中で少ない予算の中から、ご苦労なさっていることは、私も町当局に対して理解はしているわけですが、その中で町の業者に対しての心配りには敬意と感謝を申し上げる次第でございます。先ほど来、梅本議員の南伊豆町過疎地域自立促進計画の中にもありますが、その中で13年度の予算編成であります。景気対策の意味からも前倒しをした予算編成を考えていただけないものかということが1点と、考えているのかということをもっとお伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

長引く景気低迷や、国県の公共事業の見直し、抑制等により、民間企業の伸び悩み、さらには三宅島、神津島等、近海地震による風評被害による著しい観光客、入り込み客の減少で、観光関連業者は深刻な状況となっております。

平成13年度予算につきましては、現在各課、局において編成中であり、来年1月中旬には編成を終わりたいと考えております。

重点施策につきましては、基本的には第4次南伊豆町総合計画及び南伊豆町過疎地域自立促進計画に基づき、町民生活の安定と福祉の向上、まちづくりの推進体制等を進めるとともに、将来町村合併等により取り残される可能性の高い社会資本の充実については、これからも配慮すべきと考えております。また、地域に密着した各種継続事業についても、積極的に推進してまいりたいと考えております。

景気対策の予算として、町単独予算は財政的にもかなり厳しいものがございます。しかし、少しでも町の活性化を図るため、国県の補助事業を積極的に取り入れるとともに、継続事業の拡大や単独事業として町道の改修や観光イベント、学校施設整備、ダイオキシン対策、ごみの分別収集、石綿セメント管の布設がえ事業等により、かなりの予算の配分を予定しているところであります。

今言われました前倒しについては、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

〔 8 番 渡辺嘉郎君登壇〕

○ 8 番（渡辺嘉郎君） ただいま町長から答弁がありましたけれども、本当に町長以下行政の方々の地元業者への力添えといたしますか、ふだんの配慮には本当に心より敬意と感謝を申し上げますけれども、しかし、ことしやるのも来年やるのも、私は一緒のような気がするわけです。先ほども梅本議員の方の老人福祉センター、その他三浜の小学校等々が自立促進計画の中に入ってやっておるわけですが、そういったものを1年でも早く景気対策をかんがみの中で、前倒しでやっていただけないかなというふうに思います。

そして、今の町長の力強い答弁を感じたわけでございますけれども、13年度の予算に期待をして私の質問は終わりますけれども、しかし公共が予算がない、お金がないということでなくて、民間はそれ以上に大変な努力を、私はしていると思います。

そういった中で、来年、再来年やる仕事を前倒しで、1年でも早く景気対策という意味からも、前倒しで早いうちにやっていただきたいなということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君の質問を終わります。

◇ 谷 川 次 重 君

○議長（大野良司君） 2番議員、谷川次重君の質問を許可します。

〔 2 番 谷川次重君登壇〕

○ 2 番（谷川次重君） 通告に従いまして、青野川河畔整備について質問をさせていただきます。

なお、ここで私の言います青野川河畔と言いますのは、ふるさと公園、銀の湯会館を中心とした湊大橋から前原橋間を想定して質問させていただきます。

先日、東京からやってきた人たちが、青野川の堤防を散策して、「いい川だね」と褒めてくれました。「少し手を加えれば、もっとすばらしいお客の呼べる川にもなるね」とも言っていました。この青野川両岸が土で固められた、ゆったりとした気持ちにさせる、川づくりとしては最高にベストな、最もぜいたくな川だと思います。

南伊豆町百年の計と言われた青野川の河川改修が本格的に始まったのは、昭和52年でしたか。あの大水害の後、激甚災害法を受けてのことでした。あのような川になるには、先祖代々守り続けてきた土地を、みんなのためにならと手離してくれた多くの土地の所有者がいられましたことを、またその土地の取得に尽力された今の助役さんや健康課長を初め、役場職員の方々がいられたことを忘れてはならないかと思います。

余談であります、私もあの川づくりに従事させてもらいまして20数年、湊大橋から銀の湯会館までのほとんどの間仕事をさせていただきました。私の住んでいます業界では、あの川は青野川ではなく”谷川”だと言われているくらいであります。

それだけに愛着もありますし、褒めてもらえてひとしおうれしく思っております。そこで、町長にお尋ねいたしますが、町長はこの青野川をどのようにとらえられていますでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

私の持論でありますけれども、今、谷川議員が言いましたけれども、南伊豆町で一番よくなったものは”谷川”ではないでしょうか、と私は思います。

当町の観光資源の一つとしての青野川でありますけれども、青野川はふるさとの川として、青野川水辺空間整備計画が平成4年7月に建設省に認定されました。この計画で取り入れられた広域的なまちづくりの基本方針として、新しい形態のレクリエーションの形成、観光と連携した地域産業の振興、高齢者も若者も健康で明るい生活を営める地域社会づくりが位置づけられております。来宮橋から二条川河口周辺を湯けむりパークと位置づけ、町においては観光スポットとして銀の湯会館を整備してまいりました。また、日野地区のふるさと公園も観光利用を図り、計画的に実施していく考えであります。

私が青野川について、先ほだちょっと「谷川」と言いましたけれども、青野川が本当に南伊豆町において一番よくなったのは何かと考えた場合、本当に一番に言えるのはこの青野川ではないかなと考えています。これからは、観光の一つの施策として青野川を、例えば海があり、川があり、山があるというこの、川の観光というのは今までなかったんです。そういうことで、ふるさと公園というのができておりますから、それを基地の一つ考えていければと、そういうことを考えています。

また、11年度より実施したみなみの桜と菜の花まつりは、播種可能な場所には菜の花を咲かせ、ことしの伊豆新世紀創造祭には10万人を超える行楽客を数えました。これに対応するため、ヤオハン裏の河川敷に観光用トイレを計画しております。管理等につきましては、今後の課題でありますけれども、九条公園等々兼ね合いもありますので、地元との話し合いを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

〔2番 谷川次重君登壇〕

○2番(谷川次重君) 桜並木の下を、菜の花や四季折々の花咲く中を、散策やウォーキングやサイクリングを楽しんでいる観光客や地元民であふれる青野川にするために、次の点をどう考え、今後どのように取り組まれるお考えかお聞かせ願いたいと思います。

1点目に、堤防沿いの草刈り、除草をどういうふうに行われるか。

2点目に、未舗装部分の道路整備についてどう取り組まれるか。

3点目に、暗いところに外灯を設置し、夜も安全に歩けるようにする考えはないかどうか。

4点目に、トイレの整備。先ほど新たなトイレを設置する考えだと、町長さんお答えになりました。このトイレの一番の問題は、その維持管理だと思いますが、現状は、先ほどもちょっと言われましたけれども、どうされているのでしょうか。また、新しく今度つくられましたふるさと公園のトイレの維持管理はどう考えているのでしょうか。

次に、5点目として、隣の大賀茂川河口に今、ハマボウブリッジができ、この23日に渡り初めがあるようですが、何より同じコースを戻らなくてもいいと地元の人々が大変喜んでいましたけれども、青野川にも直接つながっていない部分は何カ所かありますが、そこに橋をかける考えはないのでしょうか。

これまた余談であります。橋がほかの社会資本と違うところは、単なる利便性だけでなく、景観として評価されていることである。また、橋は人類がつくった人口美の最たるものであるとも言われております。この橋の件はどうお考えでしょうか。さらに言わせていただければ、この橋はつり橋にしたらなおいいかと思うのであります。

6点目に、川もすばらしいが、川沿いの山も四季折々の顔を見せてくれ、これまたすばらしいと思いますが、山歩きができ、全体が眺められるような展望台の設置も考えられたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

以上、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長(大野良司君) 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長(岩田 篤君) 歩道の整備なんですけれども、賀茂神社ですか、あの前あたりにちょうど未整備地区がありますけれども、あれについては県の方へ要望して、この間、三役と建設課長が、県の土木に行って陳情してあります。

それから、夜間照明については、今検討中であります。なかなか、県の方へも陳情はしてありますけれども、何かこの200メートルぐらいはやってあってあとはやっていないということで、議員が言われましたように桜と合うのではないかなということを考えて今検討中

でございますけれども、まだ最終的な段階まではいっておりません。

そして、トイレについても、掃除については検討中でございます。

そして、つり橋等も管理道路の関係で、県の方へ要望中でございます。

〔「上木の方で、やる考えがある？」という人あり〕

○町長（岩田 篤君） ええ、そういうことです。

以上です。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） それではお答えします。

草刈りにつきましては、湊、手石、下賀茂、上賀茂、加納、石井、この6区に対しまして草刈りを年に2回やっていただきたいということで、ふるさと川のモデル河川ということで青野川が認定されました。それが平成2年なんです、平成3年から金額的には6区で100万円ということで、本当ボランティア的な金額だとは思いますが、誇りの持てるふるさと川として常時草刈り等をやっておこうということで、皆さんにかわいがっていただいております。

それから、今、町長が申しあげましたように、道路の補修、左岸側につきましては、先日、スズキモータースの裏が開通、2年、3年ぐらいたっていますか、開通しましたものですから、今言われました前原橋から弓ヶ浜大橋までの間は、左岸側についてはすべて通っております。これが青野川の基軸になるものだと思います。

そういう中で、今、加畑神社のところ、上下300メートル、ここが未舗装になっております。ここにつきましても、今、町長が言われたように、12月14日、ほかの問題等も含めた中で要望してお願いをしまりました。

それから、ちょっとトイレの整備については、観光課の方になると思うんですが、九条公園の方は河川記念公園ですが、ここも建設課の方で今現在管理しておりますが、ここにつきましては地元の方に本当にボランティア的な金額で、便所が主になりますが、地元の方に管理してかわいがってもらうような形をとっておりますものですから、できますればそういう形をとってもらうというふうに、観光課とも話しております。

それから、ふるさと公園の外灯につきましては、次の問題に出てくるのかもしれませんが、河川管理道を生かしたジョギング、ウォーキングの拠点としてふるさと公園が位置づけられると思いますものから、外灯につきましては今後の利用状況の様子を見てなんですが、その間については検討していきたいなということで考えております。

大きくはまた、ちょっと私からは、まだ予算的な関係もありますものから。

以上です。

○議長（大野良司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（飯泉 誠君） 周辺の山の整備ですが、周辺を見渡すところ山桜が、景観がすごくいいところで、銀の湯前の俗に言う温泉神社のあるところでございますけれども、あそこの山を借り受けまして、展望的な公園、青野川を見おろす展望公園をつくろうかということで、調査費用、総合計画の中にも入っておりますけれども、そういう形で進めてまいります。

外灯の件につきましては、これからやろうかという話が出まして、県の観光レクリエーション室の方といろいろ協議してきましたけれども、ちょっと観光的な要素の面で弱いということで、補助金がつきにくいということで、目下まだ交渉中でございますけれども、そういう形で進めております。

川の中州関係に関しましても、荒れているように思いますけれども、あれでなかなか野鳥の飛来等、繁殖等の場所になっておりまして、自然体系がすごく良くなって来たと思っております。あれを常にきれいにすると、そういうことで、整備するにもいろいろ影響が出てこようかと思っておりますけれども、そういう野鳥というんでしょうか、またいろいろな水鳥もありまして、簾田議員さん等ボランティアで下から上に連続に植えてくれたり、いろいろボランティアの方がやっております。

そういう施策等を既に見ておりますので、粗末にできない部分が多いと思いますから、小さいながらも気を引き締めて、施策にあたっていきたいと思っております。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

〔2番 谷川次重君登壇〕

○2番（谷川次重君） では次に、先ほどどなたかの答弁で、町長さんが健康づくりは行政の使命とおっしゃられましたけれども、青野川をこのように整備していくことで、観光客に楽しんでもらうと同時に、地元の人が今も多くの人がウォーキング等にいそんでいますけれども、さらに大勢の人たちがかかわっていき、町も健康まちづくりとでもうたって、ウォーキング等を通しての健康づくりを積極的に推し進めていき、それをまたアピールすることで南伊豆町を訴えていくことができるかと思いますが、その点どうお考えでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

健康づくりの先進一例といたしましては、下田市の敷根公園があり、夜間照明が完備し、

連日市内外のジョギング、ウォーキング等のファンでにぎわっております。我が町でも保健計画を作成中で、町民アンケートを実施いたしました。現在の健康志向を反映し、ジョギング、ウォーキング等が夜間でも安全にできる場所の確保として青野川の有効活用が提案され、夜間照明設置希望が数多く出ております。

この提案が実現できれば、健康づくりの場として、医療費抑制に反映すると同時に、観光の活性化にも役立ち、多大な効果が期待できるものと思慮しております。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

〔2番 谷川次重君登壇〕

○2番（谷川次重君） いろいろな計画をお持ちのようで、うれしくお聞きいたしました。できればそれらをたたき台として、大勢の人でわいわいがやがやと議論を推し進めていくことも必要ではなかろうかとお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 谷川次重君の質問を終わります。

◎議第84号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第84号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第84号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、固定資産評価審査委員が設置されております。

現委員3名中石廊崎39番地小澤富夫氏の任期が本年12月末日で満了となりますが、豊富な経験、すぐれた知識を有する同氏を最適任者と、引き続き選任いたしたく提案した次第でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第84号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第84号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎議第85号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第85号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第85号議案の提案理由を申し上げます。

人事院は本年8月15日、国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与について、基本給の改定の見送り等にかかわる扶養手当の引き上げ、期末勤勉手当の引き下げ等を内容とする勧告を行いました。内閣はこれを受け、給与改正関係法案を第150回国会に提出し、11月14日参議院本会議で可決、成立し、11月22日公布されました。

本町におきましても、県下町村の状況や、賀茂郡総務課長連絡会の検討結果を踏まえつつ、一般職の職員の給与を国家公務員に準じて改正させていただきたく、提案申し上げた次第で

す。

条例改正案の詳しい内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、内容についてご説明申し上げます。

今回の人事院勧告の主な内容は、基本給の改定の見送り等に係る扶養手当の引き上げ、期末勤勉手当の引き下げを平成12年4月1日にさかのぼり実施しようということでございます。

ここにありますように、第8条第3項中とありますが、この扶養手当につきましては子とのおうち2人までの手当額を1人につき「5,500円」を500円引き上げ「6,000円」に、3人目以降は1人につき「2,000円」を1,000円引き上げ「3,000円」とするものであります。

また、15条関係でございますが、期末勤勉手当につきましては、12月支給の期末手当の支給月数を1.75月を1.6月に、勤勉手当の支給月数を0.6月を0.55月にそれぞれ引き下げ、年間支給割合4.95月から0.2月引き下げ、4.75月とするものであります。

一般職の国家公務員においては、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律等が11月22日に公布されたことに伴い改正されましたので、本町におきましても国家公務員に準じて一般職の職員の給与を改正させていただきたく条例改正案を提案申し上げた次第であります。

また、平成12年度12月分の期末勤勉手当につきましては、超過支給となっておりますが、3月支給分において超過支給額を減額調整させていただきます。

また、別表第2中とありますが、級別職務分類表中、「給食婦」、それから「主任給食婦」を、それぞれ「調理員」、「主任調理員」に改め、平成13年4月1日の施行とさせていただきます。

以上で内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 一般職員の給与に関するこの人勧に関しては、反対の意思を表明します。

今、深刻な不況、あるいは財政事情の中で、こうした人勧が出されてきているわけですが、公務員の給与は生活給としてこれが算出をされているものであります。国民経済の中で、6割を占める個人消費を温めなければ、日本の景気回復は不可能だということは一般の常識になっています。

こうした中で、今確かに深刻な不況の中で官民格差があるのは、率直に言ってあります。しかしながらこうした生活給を引き下げる、これが一層景気の低迷を促進しかねない。この点において、私は一般の職員はもとより、本来の責任はこの政治が大型公共事業を優先、そして大銀行には湯水のように70兆円もの税金を使う、こういう構造こそ改めるところに本質的な意味があるのであって、こうした人勧の実施には反対の意思を表明します。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第85号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第85号は原案どおり可決されました。

◎議第86号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第86号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第86号の提案理由を申し上げます。

人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、賀茂郡下の状況を踏まえ、12月支給の期末手当の支給月数を2.35カ月から2.15月に0.2%引き下げ、期末手当の年間支給月数を4.95月から4.75月に改正させていただきたく提案申し上げた次第でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） この特別職の問題、人勧実施に関しては、これは一般職と違って、やはり地方政治に責任を負う者として、やはり国政との関連もありますけれども、この不況に対してしかるべき措置が、効果的な措置がとられていないということはだれもが受けとめなければならないことであり、住民の生活実態などにも即して、これは当然のことであるというふうに思います。

以上です。賛成です、これは。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第86号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第86号は原案どおり可決されました。

◎発議第10号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第10号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案は、渡辺嘉郎君が提出議員で所定の賛成議員もおります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

渡辺嘉郎君。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） 発議第10号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案理由を申し上げます。

本年8月、人事院は、国家公務員の期末勤勉手当の12月支給分にかかわる支給率を、期末手当で0.15カ月、勤勉手当で0.5カ月の計0.2カ月の割合で減額をする勧告が出されましたが、これを受けて国家公務員はもとより我が町の一般職員においても同率の減額をすることになり、また常勤の特別職においても同様とすることとされ、条例改正案が今議会に提案され先ほど可決されました。

我が町議会においても、昨今の諸般の情勢と近隣町村の状況をかんがみただ中で、町職員及び常勤特別職と同様にすべきと考え、本条例第5条第2項中「100分の175」を「100分の155」に改めるものであります。

なお、付記については、施行月日等及び期末手当の額の特例について規定をしていくものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 賛成ですが意見を述べさせていただきます。

これもこれまでの人勧に倣ったものでありますけれども、私は賛成をしますが、やはりなぜ賛成かという点でいえば、今の不況のもとでの住民の暮らしの状態から見れば、当然の帰結であると。同時に、議会議員、政治家の立場としては、今住民が置かれている状況がなぜつくられたのかという点に目を向けなければいけません。

これも先ほども申し述べましたように、政府のこの間の臨時国会でも決められた補正予算でも、いわゆる公共事業に対する偏重、そして大企業、大銀行優先の政治がまかり通る。しかも、来年の1月からは、介護保険で高額な負担が、大変なお年寄りに対して、さらに健康保険も改悪で負担がなされようとしている。こうしたことを変えることなしに、小手先のことであってはいけない。しかしながら、人勧のこれには倣いながら、本来の住民の暮らし、福祉を守るというところに、真剣な努力が求められるのではないかというふうに意見を付記しておきます。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第10号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、発議第10号は原案どおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後 2時59分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 斎 藤 要

署 名 議 員 渡 辺 嘉 郎

平成12年南伊豆町議会12月定例会

(第2日 12月19日)

平成12年12月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成12年12月19日（火曜日）午後1時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第87号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議第88号 中央省庁等改革に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第 4 議第89号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第 5 議第90号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第 6 議第91号 工事請負契約の変更について（平成12年度三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事）
- 日程第 7 議第92号 平成12年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議第93号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議第94号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第95号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第96号 平成12年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君

15番 渡 辺 守 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 田	篤 君	助 役	飯 田	千 加 夫 君
収 入 役	稲 葉	勝 男 君	教 育 長	釜 田	弘 文 君
総務課長	外 岡	捷 美 君	住 民 課 長	渡 辺	正 君
税務課長	碓 井	大 昭 君	健 康 課 長	土 屋	忠 儀 君
農林水産課長	内 山	力 男 君	建 設 課 長	小 島	徳 三 君
商工観光課長	飯 泉	誠 君	清 掃 課 長	佐 藤	博 君
水道課長	鈴 木	勇 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	楠	千 代 吉 君
会計課長	池 野	徹 君	福 祉 課 長	土 屋	敬 君
下 水 道 課 長	勝 田	悟 君	企 画 調 整 課 長	渡 辺	修 治 君
行 財 政 主 幹	外 岡	茂 徳 君			

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田 中 秀 明 主 幹 松 本 恒 明

◎開議宣告

○議長（大野良司君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより12月定例本会議第2日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

7番議員 斎藤 要君

8番議員 渡辺 嘉郎君

◎議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第87号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第87号の提案理由を申し上げます。

平成12年4月1日、地方分権推進計画を踏まえた入湯税の課税免除等にかかわる入湯税の運用について通知等の廃止通達があったことから、適切な対応を図るため、条例の一部を改正させていただきたく、提案した次第であります。内容につきましては税務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 税務課長。

○税務課長（碓井大昭君） それでは、説明いたします。

ただいま、町長の提案説明にありましたように、地方分権法の施行により、いろいろな通

達が廃止されました。入湯税の運用についても、今までは条例で細かくうたっていないところについては、自治省からの通達によって提示しておりましたが、その通達が今度廃止されたので、適正な対応を図るために次の2号を加えさせていただくものです。

お手元に資料を配付させていただきましたので、それによって説明させていただきます。

これは、入湯税の課税免除の条項でありまして、第142条の1号に年齢12歳未満のもの、2号で共同浴場または一般広域浴場に入湯するもの。そして、3号として今度学校の行事として行われている修学旅行の児童及び生徒。そして、4号としてその他町長が必要と認めるものということの2号を加えたものです。

この条例案が可決されましたら、賦課徴収条例の施行規則の一部を改正する予定ですが、これはその他町長が必要と認めるものというところを3つほど細かく規則でうたいます。それは、1つは地域住民の福祉の向上を図るため、町等がもっぱら近隣の住民に使用させていることを目的として設置した施設の入湯。2つ目は、時間利用の簡素な施設、もっぱら日帰り客の利用に供用される施設。その他、これらに類似施設で、その入湯料金が1,000円以下のもの。3つ目として、南伊豆町営温泉銀の湯会館、弓ヶ浜温泉公衆浴場を規則で規定する予定であります。

この条例は、公布の日から施行するということであります。よろしく申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第87号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第87号は原案どおり可決されました。

◎議第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第88号 中央省庁等改革に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第88号の提案理由を申し上げます。

中央省庁等の改革を行うために、平成12年6月12日に公布された中央省庁等改革基本法に基づき、平成11年7月16日に中央省庁等改革のための国の行政措置関係法律等に関する法律など法律17本が、また平成11年12月22日には中央省庁等改革関係法施行法など法律61本が公布され、平成13年1月6日に施行されます。これらの法律の施行により、関係条例の整理の必要が生じたので、ご提案申し上げた次第です。条例改正案の詳しい内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、今回条例改正の内容についてご説明申し上げます。

めくっていただきまして、まず第1条であります。南伊豆町税賦課徴収条例の一部改正。これにつきましては、第77条中「自治大臣」を「総務大臣」に、また90条関係、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、また第98条中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。これは、大臣名の改正でございます。

また、第2条南伊豆町青少年問題協議会設置条例の改正につきましては、中央の青少年問題協議会の廃止に伴いまして、「青少年問題協議会設置法」を「地方青少年問題協議会法」に。また、関連条項が削除されるため、条項移動が生じたということで、第1条第2項を第1条に改めるというものでございます。

また、第3条の南伊豆町営住宅管理条例の改正につきましては、「厚生省令・建設省令」を省令番号が指す正式な題名、「公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令」に改めるものでございます。

また、第4条の南伊豆町下水道条例の改正につきましては、府令名の改正ということで、「総理府令」を「内閣府令」に改めようというものでございます。

また、第5条の南伊豆町水道事業給水条例の改正につきましては、「厚生省令」を「厚生労働省令」。省令名の改正であります。

附則としまして、この条例は先ほど町長も申しましたように、平成13年1月6日から施行しようとするものでございます。

以上で、内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第88号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第88号は原案どおり可決されました。

◎議第89号、議第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第89号 静岡州市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について及び議第90号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第89号、議第90号の提案理由を申し上げます。

一部事務組合の規約を変更しようとする場合は、一部事務組合を構成する関係地方公共団体の議会の議決が必要になります。今回の変更は、両議案とも川根町、中川根町及び本川根町の3町でし尿処理施設の設置と管理を共同処理事務とする川根衛生施設組合が設立されておりましたが、このたび中川根町及び本川根町の両町で学校給食共同調理場の共同建設をするに当たり、設置等管理運営に関する事務を広域で共同処理するために、事務範囲の拡大に伴い、組合名称を「川根衛生施設組合」から「川根地域広域施設組合」と変更させていただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第89号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第89号は原案どおり可決されました。

採決いたします。

議第90号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第90号は原案どおり可決されました。

◎議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第91号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第91号の提案理由を申し上げます。

本件は、平成12年7月24日第2回臨時議会において、議第63号で請負契約の締結をご承認いただいた三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事について、請負に東洋・河津・長田特定建設工事共同企業体、代表者静岡県静岡市黒金町59番地の7、東洋建設株式会社静岡営業所所長安部広氏との工事請負契約を当初請負額2億3,940万円に337万3,650円を増額し、請負契約額を2億4,277万3,650円に変更しようとするもので、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めらるるものであります。当工事の変更内容につきましては、農林水産課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、平成12年三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事請負契約の内容について変更の必要が生じたので、変更内容につきまして説明させていただきます。

当工事は、三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事で、集落排水処理施設の処理場の機械設備、電気設備、外構工事及び排水処理施設の排水管路、ポンプ場、発電機設備の施工を行っております。

次のページをお開きください。図面がついているところですが、このたびの工事の変更内容、この計画変更平面図中の赤で塗られております発電機施設8台、P3と書いてありますのは、これはポンプになるわけですが、処理場発電機室排気・給気消音箱を設置するものです。次年度以降、集落環境整備事業は管路施工の中のポンプ、発電設備、発電機小屋建築後施工となり、平成14年度の経営の開始を目指していく予定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第91号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第91号は原案どおり可決されました。

◎議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第92号 平成12年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第92号の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億146万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,377万7,000円とするものです。

歳出の主なものといたしましては、各課目において人事院勧告に伴う給与の補正減額と、第3款民生費の社会福祉費1,317万6,000円、第4款衛生費の保健衛生費3,231万7,000円、

第6款商工費 1,122万 5,000円、第7款土木費の都市計画費 2,316万 2,000円などでありま
す。

歳入につきましては、第9款地方交付税 3,732万 1,000円、第18款繰越金 3,853万 6,000
円などが主なものでございます。補正予算の内容につきましては、総務課長より説明させま
すので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、今回の議第92号 平成12年度南伊豆町一般会計補正予
算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳出の方からお願いします。21ページ。歳出、1款議会費1項1目議会事務 261万
2,000円。これは給与費がほとんどでございまして、1番下に18款備品購入費25万円でござ
います。これは、ノート型パソコン1台でございまして。

以下、今回の補正に関しましては、4月の人事異動に伴いまして、それに関する給与費の
増減あるいは先ほど町長の申しました今回の人事院勧告に伴います給与費の補正減額等、こ
ういうものがすべて載っています。それから、今申しましたノート型パソコンを各課に1台
ずつ、計24台計上してございます。

それでは、22ページをお願いいたします。

2款総務費1項1目一般管理事務 1,041万 6,000円の減額、これは給与費の補正減。それ
から、14節でワープロ賃借料の補正額でございまして。

2目会計管理事務50万円、これは18節の備品購入費でノート型パソコン2台分でございま
す。

3目庁舎管理事務25万円の減額です。

5目広報事務3万 7,000円、これは旅費でございまして。

6目企画調整事務 234万 6,000円、この中で8節報償費15万円、これにつきましては日本
観光協会の古賀学氏をお招きして、商工会青年部との交流会、まちづくりについてを予定
しております。これは、年に2回やる予定でございまして、年度内に。それから、15節89万
3,000円、これはインターネット接続工事費でございまして。18節で備品購入費88万円、これ
は庁用備品のOAデスクと、それからノート型パソコン3台分でございます。

次が、8目土地利用調整事務25万円、これは法規集の追録代でございまして。

9目公害対策事務、これは財源区分の変更でございまして。

10目地域づくり推進事業6万 6,000円、これはコミュニティの原材料費でございまして。

2項1目の税務総務事務 868万 3,000円、給与費の減額、それから18節でノート型パソコ

ン2台分の備品費でございます。50万円。

次が、3項1目戸籍住民基本台帳事務 215万 6,000円、給与費と、それから18節で備品購入費50万円、ノート型パソコン2台分でございます。

次が、4項1目選挙管理委員会事務13万 4,000円、これは給与費が主でございます。

3目衆議院選挙事務ゼロ、これは節の変更でございます。

それから、5項1目統計調査総務事務 8万 8,000円。これは、給与費の減額でございます。

次が、28ページ3款民生費1項1目社会福祉費総務事務 277万円。給与費の増と、それから18節で25万円、ノート型パソコン1台分です。次が、社会福祉事業 228万 5,000円。これ、13節でホームヘルパーの活動委託料 125万円。それから、18節で庁用備品、これは福祉システムの関係で93万 5,000円、19節で52万 1,000円の減、それから20節で訪問介護利用者助成事業扶助費62万 1,000円の増でございます。

3目の老人福祉事業 770万 2,000円、この中で大きいものとして23節国県支出金返還金、これは11年度の在宅福祉事業費の補助金の返還で、国 512万 8,000円、県 331万 1,000円でございます。

次が、老人福祉施設事業 105万円。これは、18節で老人福祉施設システムのソフトでございます。105万円。

次が、30ページの4目国民健康保険事務63万 1,000円。これは、人件費の減額でございます。

次が、2項1目の児童福祉総務事務 270万 8,000円。給与費関係、それから18節で備品購入費、これはノート型パソコン1台分でございます。それから、19節において町社会福祉協議会児童福祉事業補助金として 211万 2,000円を計上してございます。

次が、2目の児童福祉総務運営事務 398万円。給与費の調整と、それから7節で賃金、これは臨時保育士賃金と臨時調理員の賃金 237万 3,000円、備品購入費として保育所の措置システムソフト 157万 5,000円、これが大きなものでございます。

次が、差田保育所運営事務32万 8,000円、これにつきましては15節保育所改修工事で調理室の改修工事として30万円。

2目の南崎保育所運営事務68万円、これにつきましても15節60万円、保育所の改修工事が大きなものでございます。

次が、南上保育所運営事務72万 1,000円、これにつきましても15節で保育所の改修工事60万円。それから、18節備品購入費として、これは給湯器12万 1,000円。

3目で児童手当事務 123万 5,000円、これは20節扶助費で被用者児童手当費ほか 123万

5,000 円でございます。

次が、4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務事務 71 万 5,000 円。これにつきましては、人件費の調整、それから 18 節で機器備品ノート型パソコン 1 台分でございます。

次が、3 目の母子衛生事業 228 万 6,000 円。大きなものとして、20 節の乳幼児医療扶助費 225 万円。

次が、5 目のへき地診療対策事務 10 万 8,000 円の減。これは、給与費の減でございます。

次が、6 目の老人保健事業ゼロ、これは財源区分の変更でございます。次が、老人保健特別会計繰出金 2,942 万 4,000 円、これは老人保健特別会計の繰出金でございます。

2 項 1 目清掃総務事務 212 万 1,000 円、給与費の調整。それから、18 節でノート型パソコン 1 台分計上してございます。

次が、2 目のごみ収集事務 37 万 2,000 円、これはごみ箱 12 個の購入費、製作費 37 万 2,000 円。それから、焼却施設維持事業 467 万 3,000 円。これにつきましては、15 節で電気集じん機の修繕費でございます。467 万 3,000 円。

次が、最終処分場維持事業 74 万 6,000 円。これは、13 節委託料で焼却灰等水質検査委託料 38 万 9,000 円、14 節で重機の借上料 36 万円でございます。

次が 36 ページ、5 款農林水産業費 1 項 1 目農業委員会事務 2 万 2,000 円。

2 目農業総務事務 269 万円の減、これは職員手当の調整。それから、18 節で備品購入費ノート型パソコン 2 台分 50 万円でございます。

次が、3 目の農業振興事業 2 万 9,000 円、水田農業経営確立対策事業 6,000 円、農村地域農政総合推進事業 11 万円。

次が、5 目普通農道整備事業 77 万 3,000 円、これにつきましては農道の用地取得費 77 万 3,000 円でございます。

それから、6 目、38 ページです。農山村総合施設管理運営事務 124 万 2,000 円。これにつきましては、11 節で需用費 100 万円、これは差田グラウンドの電気料でございます。それから、18 節備品購入費 24 万 2,000 円、これは差田グラウンドの器具庫、プレハブ倉庫でございます。

次が、7 目の南伊豆郷土館管理運営事務 1 万円。

2 項 1 目の林業振興事業の森林整備事業 10 万円。これにつきましては、流域森林総合整備事業の補助金、干ばつ事業に対する補助金 20 万円。次が、松くい虫防除事業 64 万 4,000 円。これは、松くい虫防除に関する関連費 64 万 4,000 円。

次が、3 項 2 目の漁港建設事業 519 万 5,000 円。大きなものとして、15 節工事請負費 455

万円。これは、石廊崎漁港の小規模局部改良事業でございます。

次が、40ページをごらんいただきます。

4目の漁業集落環境整備事業特別会計繰出金35万8,000円、これは中木漁港の繰出金でございます。

次が、6款商工費1項1目商工総務事務373万6,000円。給与費の調整、それから18節備品購入費50万円。これは、ノート型パソコン2台分の購入費でございます。

次が、3目の観光振興事業369万3,000円。これにつきましては、需用費でふるさと公園の休憩所用の消耗品。また、光熱費で水道、電気料81万円でございます。

次が、42ページの15節工事請負費279万1,000円、これは夕日ヶ丘公園の防犯灯設置工事費159万1,000円、吉祥地区の観光トイレ整備工事120万円、計279万1,000円。備品購入費といたしまして76万4,000円、これはイベント用の放送機器一式でございます。19節として、伊豆早春フラワーウォーキング負担金の補正減67万7,000円。

次が、4目の都市提携事業40万円。これにつきましては、19節姉妹都市である塩尻市との交流会の負担金でございます。

次が、5目の環境美化推進事業101万9,000円で、18節で93万円。これは、軽トラック購入費でございます。

次が、6目の弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務15万円。これは、11節修繕費15万円。

銀の湯会館運営事業222万7,000円、これは大きなものとして、11節需用費光熱水費、これは水道料の負担金の165万円円です。

続きまして、44ページ、7款土木費1項1目土木総務事務307万8,000円の補正減。これは、給与費の調整。それから、18節でノート型パソコン1台分の購入費25万円です。

次が、2項1目の道路維持事業300万円。これにつきましては、15節で排水路補修工事費でございます。

次が、2目で単独道路改良事業541万円。15節で弓ヶ浜線の舗装工事400万円、万耕地線改良工事40万円、計440万円でございます。

17節が公有財産購入費で、用地取得費21万円。22節で物件移転補償費として80万円計上してございます。

次が、地方特定道路整備事業ゼロ、これについては節の振りかえでございます。

次が、3項1目河川維持事業147万円、13節委託料で大山川登記整理委託料で147万円でございます。

次が、46ページです。

5項1目都市計画総務事務ゼロ、これにつきましては財源区分の変更でございます。

3目公共下水道特別会計繰出金 2,316万 2,000円、これは繰出金で公共下水道事業特別会計繰出金でございます。

次が、6項2目の急傾斜地崩壊防止事業 150万円。13節で測量調査委託料でございます。

次が、8款消防費1項1目下田地区消防組合負担金ゼロ、これは財源区分の変更。

5目災害対策事業ゼロ、これにつきましても財源区分の変更でございます。

次が、48ページでございます。

9款教育費1項1目教育委員会事務6万円、これは普通旅費でございます。

2目事務局事務48万 7,000円、給与費の調整、それから18節でノート型パソコン1台分の備品購入費25万円。

次が、2項1目で小学校管理事務 1,334万 9,000円の補正減。これは、給与費の調整。それから、13節で 120万 1,000円の減額、これは三浜小学校の耐力度調査の委託料の減額。続きましては、竹麻小学校管理事務4万 8,000円。南中小学校管理事務41万 7,000円、これは需用費で施設修繕費等でございます。南上小学校管理事務21万 1,000円、これも11節で施設修繕料。三浜小学校管理事務53万 6,000円、これにつきましても施設修繕料が主なものでございます。

次が、50ページですね。

3項1目中学校管理事務 117万 6,000円の補正減、給与費の調整でございます。それから、南中学校管理事務36万 4,000円、需用費が主なものでございます。

2目で中学校教育振興事務77万円、これにつきましては19節で中体連の出場補助金でございます。

次が、4項1目幼稚園事務 334万 8,000円の補正減。これについては、給与費の調整でございます。

次が、5項1目の社会教育総務事務 107万円、給与費の調整。

それから、下の方で19節負担金5万 1,000円、下の方に東海岸市町村対抗テニス大会補助、これは3市3町熱海から南伊豆町までの地区で開催する大会に対する補助金でございます。

次が、2項公民館管理運営事務15万 5,000円、給与費の調整が主なものでございます。

それから、3目文化財管理事務1万円、これは報償費のウミガメ保護補助監視員の謝礼の減額1万円でございます。

次が、4目で図書館管理運営事務20万 1,000円の補正減、給与費の調整。それから、15節でコンセント増設工事が17万 5,000円。

次が、6目生涯学習推進事業 684万円。需用費に34万 2,000円、大きなもので備品購入費 644万 8,000円。これにつきましては、国のIT関連の補助が大分事業が進んでまいりまして、本来ならば12年度、13年度で継続でやってもいい事業でありましたけれども、当初においては平成12年度に約2分の1の補助 345万 4,000円を受けまして、ノート型パソコン21台、それから関連機器を整備いたします。そして、平成13年度で国が進めている二十歳以上の町民を対象に、インターネット関連の講習会を開催いたします。大体我が町で 440人の割り振りがありますので、来年度に向けてこれらを開催していく予定でございます。

次が、6項1目の保健体育総務事務15万円。これは、11節で法規集の追録代。

2目で武道館管理運営事務40万円の補正減、これは11節の光熱費の減額でございます。

次が、10款災害復旧費2項1目の道路河川等災害復旧事業 518万円。これは、委託料で測量設計委託料60万円、15節で工事請負費現年災工事 410万円が大きいものでございます。

単独道路河川等災害復旧事業 300万円、これにつきましても現年災の工事 300万円でございます。

次に、最後、11ページをごらんいただきます。

歳入、8款地方特例交付金1項1目地方特例交付金 570万 7,000円。これは、地方特例交付金でございます。

次が、12ページ、9款地方交付税1項1目地方交付税 3,732万 1,000円。地方交付税でございます。

次が、使用料及び手数料1項2目農林水産業使用料3万円。これは、差田総合体育施設使用料、4目土木使用料 220万 1,000円、これは道路占用料でございます。

次が、14ページの国庫支出金1項1目民生費国庫負担金94万 2,000円、4節で被用者児童手当負担金95万 4,000円。それから、6目の非被用者児童手当負担金52万円が主なものでございます。

次が、2目の衛生費国庫負担金2万 9,000円。それから、3目の災害復旧費国庫負担金 290万 1,000円。これは、公共土木施設災害復旧費の負担金でございます。

次が、2項1目の民生費国庫補助金67万 5,000円。これにつきましては、社会福祉費の補助金として、ホームヘルパー設置費補助金等が主なものでございます。

次が、2目の衛生費国庫補助金80万円、これは地域保健推進特別事業補助金でございます。

次が、6目の教育費国庫補助金 345万 4,000円。これは、社会教育費の補助金として、社会参加促進費補助金でございます。

次が、16ページをごらんいただきます。

14款県支出金1項1目民生費県負担金14万 5,000円、大きなものとして5目の非被用者児童手当負担金13万円の減です。

次が、2項2目民生費県補助金43万 7,000円。1節で社会福祉費補助金が33万 7,000円が主なものでございます。

次が、3目の衛生費県補助金27万 2,000円の減額。保健衛生費補助金の減額でございます。

4目が農林水産業費県補助金 215万 2,000円、大きなもので2目の林業費補助金34万 4,000円、それから3節で水産業費補助金 182万円。これにつきましては、石廊崎漁港の小局部改良事業の補助金でございます。

次が、6目の土木費県補助金 100万円。これは、急傾斜地崩壊危険区域指定事業補助金で100万円。10目で県営事業軽減交付金 355万 6,000円。これは、県営事業の軽減交付金でございます。

次が、3項5目権限移譲事務交付金 141万 4,000円でございます。

次が、18ページ、18款繰越金1項1目繰越金 3,853万 6,000円、これは前年度繰越金でございます。

次が、19款諸収入4項5目雑入52万 8,000円、それから6目で過年度収入71万円。これは、衛生費の国庫負担金と、過年度収入71万円でございます。

次が、20ページ、20款の町債1項6目減税補てん債80万円の補正減。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正額1億 146万 6,000円に対します補正の財源内訳でございますが、まず特定財源といたしまして、国県支出金 1,367万 7,000円、その他55万 5,000円。一般財源といたしまして 8,723万 4,000円、これによりまして補正への額47億 3,231万 1,000円、補正額1億 146万 6,000円、計48億 3,377万 7,000円とするものでございます。

なお、本予算書の1番最後のページに給与費の明細がございます。これは、先ほども申しました人事院勧告等による減額を一覧表にしております。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第92号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第92号は原案どおり可決されました。

これより14時まで休憩をいたします。

（午後 1時45分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

（午後 2時00分）

◎議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第93号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第93号の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳出のうち入院費等調剤費の支弁額がふえたことによる医療諸費の増額補正と、それに伴う支払い基金交付金、国庫負担金、県負担金及び一般会計繰入金の増額補正であり、歳入歳出それぞれ2億6,899万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を14億4,971万9,000円とするものです。内容につきましては、健康課長より説明させますので、ご審議の

ほどをよろしく願います。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、老人保健特別会計予算の追加補正 2 億 6,899 万 4,000 円、額が大きいものですから、提案の詳細につきましてご説明申し上げます。

まず、平成11年度の決算でございますけれども、約13億円。これは、一人当たり56万円で、県下74市町村、それに組合の5組合を足しまして79億、国保の中でもって76位。成績的には非常によかったです。

これを踏まえた12年度予算編成でございますが、4月1日から導入されます介護保険、また老人保健の公費5割負担制度の廃止。これは、介護、看護の整った病院です。これに伴います11年度の決算額約1億5,900万円が介護保険、それから一部公費3割負担に移行すると予測いたしまして、また国・県の指導等踏まえた中でもって、12年度予算は当初で11億5,880万円。前年の決算対比でマイナスの1億3,790万円を計上させていただきました。この期待が裏目となりまして、通常の医療費公費負担3割の負担の部分が急増となりました。医療費の3要素は、受診率と1件当たりの日数、1日当たりの療養費ですが、老人の身体特性は心身機能の低下により、病気にかかりやすく、幾つもの病気をあわせ持つとともに、病気の進行が緩やかで、完全に治らない長期療養等となっております。このため、非常に推計も難しい状況でございます。今後は、さらに各種検診、正しい食習慣の関係、それから運動と休養、これの実践指導の強化と、それから医療費の適正化に努力し、医療費の抑制に努めたいと思います。

また、13年の1月1日より老人保健医療費の1割負担が実施となります。加入者には大変だと思っておりますけれども、医療費抑制につきましては期待できると思います。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

まず、11ページ、歳出の方ですけれども、ごらんいただきたいと思っております。

歳出、医療諸費で7,300の医療給付事務、11億4,642万4,000円。これに、今回の補正額2億6,899万4,000円を補正をお願いいたしまして、14億1,541万8,000円。この財源でございますけれども、基金の方、これは10分の7の歳入になりますが、1億8,314万4,000円。それから、国庫の方ですけれども、これが20%の負担で、514万1,000円。それから、県費負担でございますけれども、1,128万5,000円。それに、町の方の一般財源、一般からの繰入金で2,942万4,000円。

ただ、この基金、国庫、県につきましては、独自の推計に基づきまして医療費を算出しております。多少少な目でございます。その分を町の方で今回負担をいたしまして、これは

次年度精算となります。

そして、19の負担金補助及び交付金でございますけれども、2億6,899万4,000円。この内訳は、社保分、こちらの方が5,066万8,000円。国保分の方が2億1,832万6,000円。この内容でございますけれども、現物給付分、これは納税の減の方が3、2ベースでやっております。3月から9月の実績で8億1,541万7,000円、13.71%の増でございます。それから、10月から2月、これは推計でもって約6億の増、9.34%でございます。それで、内容につきましては、先ほど町長から説明がありましたように、入院の方が18.23%ふえております。それから、外来の関係が6.62%、調剤の関係が22%、加入者の方も82人増という格好でございます。

では、済みませんけれども、6ページの方をお願いいたします。

今回の補正ですけれども、2億6,899万4,000円で、合計が14億4,971万9,000円。このうち、国・県の支出金の方が5,642万6,000円、その他、これは支払い基金の方ですけれども、1億8,314万4,000円。一般財源の方が2,942万4,000円。

以上で説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第93号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第93号は原案どおり可決されました。

◎議第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第94号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第94号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ 3,925万 2,000円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億9,845万 6,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、平成13年4月1日から稼働する南伊豆町クリーンセンターへ来年3月に運転を予定している下水道課の備品等購入費及びこのたび国の12年度補正予算として4,000万円の追加内示がありましたので、港処理分区管渠水道工事等を行いたく、上程させていただきました。

なお、詳細につきましては、下水道課長より説明させます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大野良司君） 下水道課長。

○下水道課長（勝田 悟君） それでは、補正予算（第2号）の内容説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

歳出、1款下水道費1項2目公共下水道建設事業、補正額3,925万2,000円の増、計12億3,215万3,000円とするものですが、その主な内訳としまして、2、3、4節の人件費関係につきましては、人事院勧告による減額分であります。

それから、13節委託料につきましては、1,967万2,000円の減額であります。まず管渠実施設計委託料500万円の増は、国の補正分として竹麻小学校から竹田モータースの間の実施設計を行うものでございます。

南伊豆町クリーンセンター建設工事委託料の2,500万円の減額につきましては、15節工事請負費との関連がございますので、次のページをお開きください。

15節工事請負費5,700万円の中で、クリーンセンター建設工事公共分として2,700万円の

増、町単分として 500 万円の減額をしてありますが、これらはクリーンセンターの建設工事
も最終年度となった関係で、場内整備工事の調整をさせていただくものであります。それか
ら、湊処理区分管渠築造工事 3,500 万円は、やはり国の補正分として実施するものですが、
湊地内の湊の園付近の三差路というんですか、四差路からコミュニティセンターをを経てヤ
オハンに至る区間の整備を予定しております。

それから、18 節備品購入費につきましては、南伊豆町クリーンセンターの備品でありまし
て、庁用備品 210 万 1,000 円につきましては、会議用テーブル、いす、パーテーションなど
を。また、施設備品 150 万円については pH メーターなど水質試験用備品を。また、機器備
品としましてノートパソコン 1 台を購入させていただきたく、上程させていただきました。

次、歳入について説明させていただきます。

7 ページをお願いします。

歳入、1 款国庫支出金 1 項 1 目下水道費国庫補助金 2,000 万円の増。これは、国の補正分
でありまして、計 7 億 5,951 万 7,000 円でございます。

次のページをお願いします。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 2,316 万 2,000 円の増としまして、計 2 億
1,114 万 6,000 円とさせていただこうとするものであります。

5 款諸収入 2 項 1 目雑入 9 万円の補正増につきましては、排水設備等工事指定工事人指定
証の交付手数料が年度内に行われるため、計上させていただきました。

次のページをお願いします。

6 款町債 1 項 1 目下水道債につきましては 400 万円の減額となり、計 3 億 2,740 万円でご
ざいます。

最後に、6 ページをお願いいたします。

今回の補正は、補正前の額 12 億 5,920 万 4,000 円に 3,925 万 2,000 円を追加し、歳入歳出
予算の総額を 12 億 9,845 万 6,000 円とさせていただくものであります。

なお、補正額の財源内訳は国・県支出金 2,000 万円、地方債 400 万円の減、一般財源
2,325 万 2,000 円でございます。

以上で内容説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第94号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第94号は原案どおり可決されました。

◎議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第95号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第95号の提案理由を申し上げます。

事業費の歳入歳出を56万8,000円増額し、予算総額を2億6,947万8,000円とするものがあります。

なお、詳細につきましては、農林水産課長から説明させます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ56万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億

6,947万8,000円とするものであります。

9ページをお開きください。

歳出でございますが、1項1目科目名8000の中木漁業集落環境整備事業56万8,000円でございますけれども、2の給料、3の職員手当は人件費の補正でございます。15の工事請負費70万円は、中木の処理場の機械等を主にやっているわけですが、処理場機械の外構工事等の町単工事に係る分の増額ということであります。

次に、7ページをお開きください。

歳入の1の分担金漁業集落環境整備分担金でございますが、21万円の補正ということでございます。

めくっていただきまして、8ページになりますけれども、3款1項1目の35万8,000円でございますが、一般会計から35万8,000円補正させていただくものでございます。

6ページをお願いいたしますが、補正額56万8,000円に対しまして、財源内訳でございますけれども、特定財源といたしまして21万円、一般財源35万8,000円を補正させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第95号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第95号は原案どおり可決されました。

◎議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第96号 平成12年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第96号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては、水道事業収益を 242万 7,000円増額し、水道事業費用を 433万 5,000円減額いたします。また、資本的収支予算につきましては、支出を 1,253万 6,000円増額するものでありますが、詳細は水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 平成12年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明いたします。

参考資料として添付してあります補正予算内訳書により、ご説明いたします。

12ページをごらんください。

収益的収支予算の1款水道事業収益につきましては、2項3目消費税還付金を 242万 7,000円増額しますが、これは今回の補正により消費税を再計算した結果によるものであります。

13ページの1款水道事業費用につきましては、1項3目総係費を 131万 6,000円、4目簡易水道等費を 301万 9,000円、計 433万 5,000円減額しますが、これは人事異動及び給与改定にかかる職員給与費の減によるものであります。

14ページの資本的収支予算の1款資本的支出につきましては、1,253万 6,000円増額いたします。内訳は、1項1目水道施設改良費の石綿セメント管布設替工事にかかる材料費の 300万円、工事請負費を 1,000万円、計 1,300万円増額し、2目上水道第5次拡張事業費の職員給与費を 46万 4,000円減額するものであります。

以上で、内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

○6番(漆田 修君) 資本的支出の水道施設工事費の先ほど材料費 300万と工事請負費 1,000 万円の増額説明がありましたが、これは複数工区にまたがる工事の増額と考えてよろしいのでしょうか。それが第1点です。

それから、多分これは当初設計の中で破断工の分を見込まれていないのではないかなと思うんですけども、石綿管等破断するときそういう当初設計に見込まれていないのなら、なぜ工事が施工する段階になって初めてわかったのかどうか。それが2つ目ですね。

それから、石綿管の掘削については、結局単独分で、単独という表現は、下水道工事と湊の場合は下水道工事で掘削をしまして、下水道の方の工事の予算で見まして、それであと水道管の布設をしたという原価を、町として工事原価を極力圧縮するやり方を考えていると思うんですが、この 1,000万円は結局どういった、複数工区にまたがった破断工の増額でありますか。その3つをお伺いしたいと思います。

○議長(大野良司君) 水道課長。

○水道課長(鈴木 勇君) 石綿セメント管布設替工事につきましては、石井、上賀茂、加納の地内で計6工区に分けて修復しております。それから、下水道工事に伴うものは湊地内で3工区に分けて発注をしてから、そのすべての工区を対象としております。その分が 1,300万ということであります。

それで、破断工という内容が、質問の意味というのがわからないんですけども。

○議長(大野良司君) 漆田修君。

○6番(漆田 修君) これは、実際にかかわった施工業者からある情報として入ったんですが、これは共通してその業者さんも言っております。石綿管を掘削して、旧石綿管を取り出しますね。そのときに、旧石綿管、つまり本管を切り離しますから、一応破断工として設計額の中に入っていないわけではないわけですが、そういうのは、当初設計の中に組み込まれていないのではないかなというようなことも一つ伺っておるわけです。ですから、補正予算で何がしかの形で当然町としても予算として上がってくるでしょうからというようなことはちょっと申し上げたんですけどもね。結局、それが今回計上されたんであろうと私は推察するわけです。それは、1カ所でなく、複数工区にまたがっておりますので、そういう金額は当然大きくなったのであろうと思うんですが、そういうことは直接課長の方には話はありませんか。

○議長(大野良司君) 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） ただいまのご質問の件は、業者から直接には聞いておりませんが、ただ石綿セメント管の古い管につきましては、本来はそれを掘り起こして処分するのが最もいい方法だと思うんですけども、それをするには莫大な工事費がかかるものから、一応埋め殺しということでやっております。ですから、破断というようなことはないんですけども、最後の新しい管の布設管と接続する際にそこを切り離して接続すると、そういった工法でございます。

○6番（漆田 修君） はい、結構です。

○議長（大野良司君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第96号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第96号は原案どおり可決されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事件目が終了いたしましたので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目は終了しました。

よって、平成12年度南伊豆町議会12月定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 渡 辺 嘉 郎